

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「初任者研修 資料」

令和元年度

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

「初任者研修 資料」

- 開催要項・プログラム
- 参加者アンケート結果
- 初任者研修 開催要綱・プログラム（大阪・東京）
- 初任者研修 資料

《初任者研修（基礎講座）① ～西日本会場編～》

開催要綱・プログラム

1 開催趣旨

昨年度の厚生労働省社会福祉推進事業において、全国の定着支援センター職員のうち、定着業務の経験年数が3年未満の職員が全体の約6割を占めている現状が明らかになりました。この結果を受けて、今年度は経験年数や役職等といった階層別に特化し、経験年数の少ない職員を主な対象とする「初任者研修（基礎講座）」と、センター長や中堅職員を参加対象とした「リーダー研修」を、それぞれ別個に開催する運びとなりました。この「初任者研修（基礎講座）」では、「司法・矯正・保護・定着」の4つの領域で活動されている方を講師にお招きし、定着業務を行っていくうえでの基礎的な知識を学びます。

また、初日の研修終了後、情報交換会も予定しております。会場につきましては別途、連絡させていただきます。

2 日時 令和元年 8月5日(月) ～ 8月6日(火)

3 会場 にしなり隣保館ゆ～とあい

住所：大阪市西成区出城 2丁目5番9号 パークコート

4 プログラム

【1日目：令和元年8月5日（月） 13：00 ～ 17：55】

時間	所要時間	プログラム
12:30～13:00	30分	受付
13:00～13:15	15分	開式(事務連絡)
13:15～14:15	60分	講義①「矯正」 講師：桑原行恵氏(府中刑務所 福祉専門官)
14:15～14:25	10分	休憩
14:25～15:25	60分	講義②「更生保護」 講師：林寛之氏(法務省保護局観察課 調査官)
15:25～15:35	10分	休憩
15:35～16:35	60分	講義③「定着」 講師：伊豆丸剛史(長崎県地域生活定着支援センター 所長)
16:35～16:45	10分	休憩
16:45～17:45	60分	講義④「司法」 講師：浦崎寛泰氏(全定協監事・ソーシャルワーカーズ法律事務所 代表弁護士)
17:45～17:55	10分	事務連絡
19:00～	120分	情報交換会(会費 4,000円程度)

【2日目：令和元年8月6日（火） 8：45 ～ 12：30】

時間	所要時間	プログラム
8:30～8:45	15分	開場
8:45～8:50	5分	事務連絡
8:50～9:40	50分	質疑応答①「矯正」 講師：桑原行恵氏(府中刑務所 福祉専門官)
9:40～9:45	5分	休憩
9:45～10:35	50分	質疑応答②「更生保護」 講師：林寛之氏(法務省保護局観察課 調査官)
10:35～10:40	5分	休憩
10:40～11:30	50分	質疑応答③「定着」 講師：伊豆丸剛史(長崎県地域生活定着支援センター 所長)
11:30～11:35	5分	休憩
11:35～12:25	50分	質疑応答④「司法」 講師：浦崎寛泰氏(全定協監事・ソーシャルワーカーズ法律事務所 代表弁護士)
12:25～12:30	5分	事務連絡

《初任者研修（基礎講座）② ～東日本会場編～》

開催要綱・プログラム

1 開催趣旨

昨年度の厚生労働省社会福祉推進事業において、全国の定着支援センター職員のうち、定着業務の経験年数が3年未満の職員が全体の約6割を占めている現状が明らかになりました。この結果を受けて、今年度は経験年数や役職等といった階層別に特化し、経験年数の少ない職員を主な対象とする「初任者研修（基礎講座）」と、センター長や中堅職員を参加対象とした「リーダー研修」を、それぞれ別個に開催する運びとなりました。この「初任者研修（基礎講座）」では、「司法・矯正・保護・定着」の4つの領域で活動されている方を講師にお招きし、定着業務を行っていくうえでの基礎的な知識を学びます。

また、初日の研修終了後、情報交換会も予定しております。会場につきましては別途、連絡させていただきます。

2 日 時 令和元年 8月21日(水) ～ 8月22日(木)

3 会 場 日本精神科看護協会 セミナールーム

住所：東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F

4 プログラム

【1日目：令和元年8月21日（水） 13：00 ～ 17：55】

時 間	所要時間	プログラム
12:30～13:00	30分	受付
13:00～13:15	15分	開式(事務連絡)
13:15～14:15	60分	講義①「矯正」 講師：桑原行恵氏(府中刑務所 福祉専門官)
14:15～14:25	10分	休憩
14:25～15:25	60分	講義②「更生保護」 講師：調子康弘氏(宇都宮保護観察所 所長)
15:25～15:35	10分	休憩
15:35～16:35	60分	講義③「定着」 講師：伊豆丸剛史(長崎県地域生活定着支援センター 所長)
16:35～16:45	10分	休憩
16:45～17:45	60分	講義④「司法」 講師：浦崎寛泰氏(全定協監事・ソーシャルワーカーズ法律事務所 代表弁護士)
17:45～17:55	10分	事務連絡
19:00～	120分	情報交換会(会費 4,000円程度)

【2日目：令和元年8月22日（木） 9：15 ～ 13：00】

時 間	所要時間	プログラム
9:00～9:15	15分	開場
9:15～9:20	5分	事務連絡
9:20～10:10	50分	質疑応答①「矯正」 講師：桑原行恵氏(府中刑務所 福祉専門官)
10:10～10:15	5分	休憩
10:15～11:05	50分	質疑応答②「更生保護」 講師：調子康弘氏(宇都宮保護観察所 所長)
11:05～11:10	5分	休憩
11:10～12:00	50分	質疑応答③「定着」 講師：伊豆丸剛史(長崎県地域生活定着支援センター 所長)
12:00～12:05	5分	休憩
12:05～12:55	50分	質疑応答④「司法」 講師：浦崎寛泰氏(全定協監事・ソーシャルワーカーズ法律事務所 代表弁護士)
12:55～13:00	5分	事務連絡

《参加者アンケート集計結果》
全定協「初任者研修（基礎講座）西日本会場」
（2019年8月5～6日 大阪会場）

問1 本研修いかがでしたか。参加された研修のそれぞれ該当する番号ひとつに○をつけてください。

- ① 「矯正」・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.7**
- ② 「更生保護」・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.1**
- ③ 「定着」・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.6**
- ④ 「司法」・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.6**

問2 今回、例年の「スキルアップ全国研修（11～1月）」より開催時期を早めて開催しました。開催時期はいかがでしたか？

（よかった） 5—4—3—2—1 （よくなかった） **平均：4.3**

- ・ 定着のイロハを知りつつも悩みが出てくるころの開催で効果的だと感じました。
- ・ 早期の開催、かつ、子どもの夏休み中の実施で助かりました！
- ・ より早い時期にしていただけたので知識が少ない状態での参加なので大変勉強になりました。
- ・ 早い段階でこういった場所で学べる機会があることは今後業務に携わっていくうえで有益であると感じました。
- ・ 良かったです、まだ早めても良いと思います。定着支援センターの業務が何たるかを理解するにはよい研修となっており、入職直後の方が職員定着率UPにもつながると思いました。
- ・ 私はまだ入って1か月未満ですが、講義内容的にちょうどよい感じでした。一般的に多いのは4月入社だと思うので、この内容でしたらもう少し早くても良いのかなと思いました。
- ・ 着任して少しずつ分かり始める時期だと思うのでちょうどよいと思います。
- ・ 自分の中で理解できていること、まだ分からないことを整理して参加できる時期だった。
- ・ 難しいとは思いますが、異動後すぐに受講できればよかったなと思いました。
- ・ もう少し熱くなる前が良かったかな… 秋になると研修が多くて大変ですし。

- ・ 定着に来て日が浅いので、早い時期に研修が受けられてよかったです。
- ・ 今年の春入社・部署異動で配属された方が多かったので、本格的に担当を持ち忙しくなる前に研修を実施していただけて良かったです。
- ・ 現場にいて触れてはいるけどモヤモヤしている部分、うまく行かない部分があったので、この時期に説明いただいて理解が進みました。
- ・ 早めの開催でよかったが、台風の影響が気になった。
- ・ 台風と重なる時期なので「4」にしました。
- ・ 通常入職は4月が多いため、入職から半年ほどをめぐりとして9月10月頃にお願いと業務の調整や(職場の)協力も得られやすいかと思います。

問3 今回は、概ね「定着在職3年未満」の方に特化した研修として、参加者を募りました。
参加対象はいかがでしたか？

(よかった) 5—4—3—2—1 (よくなかった) **平均：4.9**

- ・ 安心感と話しやすさがありました。人数も多すぎず良かったです。
- ・ 基礎で不明な点、支援の視点を学べて目から鱗の研修でした。
- ・ 同じような思いや悩みを共有できるので良いと思いました。また、知識の部分も同じようなので共感できることが多かった。
- ・ 悩みを共有することが出来ました。
- ・ 同じ時期、在職年数の方と話をする機会は、同じ考え、悩みを抱えているので情報共有が出来るとして有益だったと感じました。
- ・ 仲間づくりと言う点を考えればとても良いと思う。ただ3年目の人は初任者研修向きではないと思う。
- ・ 不安や疑問に思うことも同じだと思うので3年未満と言うのはイイと思います。
- ・ 同じような立場の集まりと言うことで話しやすい雰囲気だった。
- ・ 安心感があって良かったです。
- ・ 参加者が自分と同じように新任者だと安心できました。ただ経験者の人たちの失敗談、成功談も聞ける場も欲しいと思います。
- ・ 皆さん同じくらいの経験年数の方が多く、気兼ねなく話しやすかったです。基礎の部分をしっかり学べて良かったです。
- ・ 同じような悩みを共有できたり、親近感もあって接しやすくて良かったです。
- ・ 疑問とかすぐに答えられる環境がいい。各定着によって依頼件数が少なかったり、若い経験の少ない職員が多かったりするので共通の話題もあってよかった。
- ・ 定着の業務経験が浅いうちに全国の皆さんと横のつながりをもてとても良かったです。

問4 今回は、全国2会場に分けて開催しました。開催場所はいかがでしたか？

(よかった) 5—4—3—2—1 (よくなかった) **平均：4.7**

- ・ 会場から徒歩圏内にビジネスホテルもあり、西成の匂いを感じながら会場へと向かう時間は有意義でした。大阪定着の山田所長から、会場の説明を頂けたことも良かったです。
- ・ 新幹線で3時間半で来れる場所でも良かったです。
- ・ 勉強する環境としては、落ち着いて聞ける、学べる場だと思いましたが、少し公共交通機関から会場が離れていた点が残念です。
- ・ まだつながりのない定着支援センターと名刺交換が出来た。
- ・ 欲を言えばもっと近い方が良いですが。笑
- ・ 1か所でするよりは距離だけで考えるなら2会場でいいと思う。
- ・ 近い方を選べたのは良かった。
- ・ 駅から少し遠く迷いました。大阪や新大阪だと良かったです。
- ・ 近くでの開催はありがたいです。
- ・ 特に不便はありませんでした。
- ・ 近い場所だったので良かったです。
- ・ 少人数でも良かった。
- ・ 限られた予算で参加してますので、2会場で選ぶことが出来助かりました。

問5 2日間を通して、全体の時間配分はいかがでしたか？

(よかった) 5—4—3—2—1 (よくなかった) **平均：4.4**

- ・ どの講座も実のある内容で具体的な実務・ノウハウ等の情報を知り得て良かったです。
- ・ 正直もう少し話が聞きたいと思いました。講義の時間を60分→80、90分でも問題ないかと。
- ・ 長すぎず短すぎずでちょうどよいと思いました。講義の順番は伊豆丸さんがラストでよいと思います。とてもモチベーションが上がりますし、明日以降の仕事が楽しみになります。
- ・ もっとじっくり聞きたかったです。遠方から来られているので難しいとは思いますが。
- ・ ぎゅっと縮めていて効果的な反面、集中力が持たなくて吸収できていないかと思えます。
- ・ 意外とあっという間でした。
- ・ すごく充実はしましたが、疲れしました。

問6 今回の「初任者研修（基礎講座）」にあたり、今後、改善や工夫した方がいい点がありますか？

- ・ 講師と受講生のライブ感のある双方向のやり取り(マイケルサンデル教授の授業のような)など受講生参加型の講義の時間を用意しても良いと感じました。
- ・ ハードなスケジュールの分、お菓子やコーヒーなど事務局で用意してリラックスしながら聞く形式でもよいと感じました。
- ・ 別枠で施設見学やフィールドワークの機会があれば参加したいです。
- ・ 質問に関して、記入式になっていたので、質問しやすかったです。
- ・ 次は駅から近い会場での初任者研修を期待しています。
- ・ 初日3～4時間経過後に伊豆丸さんが「みなさん、疲れてますね」とおっしゃったように、疲れる進行になっていたかと思います。座学の連発は(内容が充実しているほど)疲れます。途中でペアワークや個人ワークを導入すると場面展開がありよいかと。
- ・ 講義内容はもう少し突っ込んだものでもよいように思います。入って3～4か月たてばもう少しいろいろなことが深く知りたい頃かなと思いますので。
- ・ もう少し時間をかけて研修してもらえると良かったように思いました。
- ・ できれば10分休憩いただけるとありがたいです。
- ・ 質疑応答の時間があつたのが良かったです。情報交換会以外でもグループワークのような形で他定着の話を聞いてみたかったです。
- ・ グループワークのようなものはどうでしょうか。
- ・ 週の初めはきついです。
- ・ 可能であれば、事前に参加者に「特に聞きたい内容・分からない部分」を聞いてもらえると嬉しいです。
- ・ せっかく出た質問をピックアップして、サイボウズに乗せてもいいのでは。西日本と東日本で違う質問が出るかもしれないので、比較してもいいかも。
- ・ 初任者研修受講者に対してフォローアップ研修などが年度末などにあつて参加者自身が業務を振り返る機会があればよいなと思っています。各々の取り組みなど聞いてみたいです。

問7 概ね「定着在職3年未満」の方に特化した「情報交換会」はいかがでしたか？

- ・ お昼の場では話づらい、各センターの事情などをお聞きできたのが良かったです。同世代との出会いも多く、とても充実した時間でした。
- ・ 同じ時期の入職の方が多く、同じ悩みや各センターの取り組みを情報交換できたことが大変良かったです。桑原先生、林先生、浦崎先生が大変気さくな方で楽しく交流させていただけたことに嬉しく、感謝しています。他の定着の方と親しくなれる機会をくださってあ

りがございました。

- ・ 情報交換できてよかった。
- ・ 今後の他県調整がよりやりやすくなる顔合わせが出来、良かったです。
- ・ 経験も同じくらいなので話しやすかったです。
- ・ 各センターの方々、講師の方々、非常にざっくばらんに話をさせていただけて良かったと思います。
- ・ 在職年数に限らず、同じ仕事の方と飲むのはとても刺激になるし良かったです。
- ・ 仲良くなれて良かったです。
- ・ とても良かったです！
- ・ 他定着の話が聞けたのがとても良かったです。
- ・ 席の異動がしにくくて、同じ机の周りの人と位になりましたが、良かったです。
- ・ 気軽にお話ができ良かったです。
- ・ レベルが同じなので話しやすかった。心強かった。
- ・ 交流が広がり、相談しやすい方もできたのでよかった。
- ・ 盛り上がりました。少人数だったので、席移動しながら他県の定着と話をすることが出来た。
- ・ 意見交換がしやすく、3年未満ならではの悩みなども共有できて良かったと思います。

問8 研修全体を通して、感想・メッセージなどありましたらご自由にお書き下さい。

- ・ 伊豆丸所長のパワーポイントの作成・プレゼンが本当に分かりやすく、笑いもあり、素敵だと思いました。今後、プレゼン作成時の良い参考となりました。定着に入られるまでのエピソードも胸が熱くなりました。
- ・ 初任者研修に限らず他の研修にも参加したい。
- ・ 基礎的な部分や細かい部分を書く講義、質問に答えていただき大変勉強になりました。
- ・ 明日からの業務に活かしていきたいと思います。
- ・ 今回は参加させていただいて非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。今後もこういった研修をどんどん開催していただければと思います。
- ・ またこのメンバーで研修を受けたいと思える、楽しい2日間でした。先生方もそれぞれ魅力的な方で、一生懸命働いて勉強して早く堂々と一緒にお話しできるようになりたいです。
- ・ それぞれの分野の話が聞けて大変勉強になりました。
- ・ 毎年、定期的に研修または情報交換会などあればいいなあと思いました。
- ・ 皆さんと交流できて良かったです！交流会では私の話を聞いてくださって、溜まっていたのがすっきりしました。
- ・ 3年未満に特化していたので参加しやすかったです。とても勉強になりました。

- ・ 大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・ 皆様と話をしていて感じたことは、どこの定着さんも新人への教育体制が整っていないように思いました。ここは定着に限らず、何の仕事でもそうなのでしょうが、定着は特にスタッフの入れ替わりが激しいところのようで、できれば管理職向けに「定着の教育体制について」方向性を示していただけると大きく変わる点があるように思いました。定着業務の何が難しいのか、何が大変だったかは、ご経験者である管理職の皆様が一番わかっていると思います。もっと下に共通した情報が欲しいと思いました。センター内で相談してもみんな意見が違い「結局どうしたらよいか分からない」という場面場が多すぎます。共通の定着の情報を知り、そこから自分の靴底を減らすという効率の良い体制が欲しいです。行動したいからこそ、ある情報は活用したいです。
- ・ 自分はスキルが足りないのでどうなのか、という思いがありましたが少し緩和されました。
- ・ 今まで行っていた研修で出ていた質問と、今回出ていた質問はやはり違いがあったのでしょうか？
- ・ 参加できてよかったです。今後もぜひ継続して開催してほしいです。
- ・ やり方に捕らわれず対象者の人と人との関わりが大切と改めて感じる事が出来ました。今後の支援に活かしていきたいと思えます。
- ・ もっと聞きたいって思うことがいっぱいあった。年に 1 回だけでなく、もっとこういう場があったらいいなと思った。自分御所属しているブロックとの交流しかないので、他のブロックの人との交流も良かった。
- ・ 業務をしている中で意外と理解していない基本的なことが学べ、今後の業務に活かしていけるような気がしました。
- ・ 研修の準備から実施ありがとうございました。今回の横のつながりをもとに 1 人で不安がらずに業務にあたりたいと思えます。

《参加者アンケート集計結果》
全定協「初任者研修（基礎講座）東会場」
（2019年8月21～22日 東京会場）

問1 本研修いかがでしたか。参加された研修のそれぞれ該当する番号ひとつに○をつけてください。

- ① 「矯正」・・・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.5**
- ② 「更生保護」・・・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.5**
- ③ 「定着」・・・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.7**
- ④ 「司法」・・・・・・・・・・（よく理解できた） 5—4—3—2—1 （理解できなかった） **平均：4.5**

問2 今回、例年の「スキルアップ全国研修（11～1月）」より開催時期を早めて開催しました。開催時期はいかがでしたか？

（よかった） 5—4—3—2—1 （よくなかった） **平均：4.6**

- ・ 早い段階で同じような立場にある方たちと基礎を共有することで安心します
- ・ もう少し早い時期でもよかったのではないのでしょうか。
- ・ 配属1年目の職員としては5カ月と言う時期もあり、疑問に思っていることや分からないと感じていることを良い時期に知識として学ぶことが出来ました。
- ・ 4月に着任してから少しずつ業務が分かり始めたころだと思うので、先生方のお話を聞いていてもイメージがしやすく良かったと思います。
- ・ ある程度の業務内容を把握できている時期なので、日々の振り返りにもなりました。また自己学習課題もあり、気付きが多い時間でした。

問3 今回は、概ね「定着在職3年未満」の方に特化した研修として、参加者を募りました。参加対象はいかがでしたか？

（よかった） 5—4—3—2—1 （よくなかった） **平均：4.8**

- ・ 恥ずかしがる必要もなく素直な気持ちで受け入れられた研修でしたし横のつながりも気持ちを楽にして付き合うことが出来たと思います。

- ・ 同じ悩みや疑問を共有解決することが出来良かった。
- ・ 内容的には一年目の参加対象でも大丈夫と思いました。
- ・ 在職期間の近い職員と交流を図ることが出来、様々なことも共有できて大変有意義でした。
- ・ 分からないことや不安なことなど共通・共感できる部分が多く話しやすかったです。2～3年経験されている方からも話を聞くことが出来良かったです。

問4 今回は、全国2会場に分けて開催しました。開催場所はいかがでしたか？

(よかった) 5—4—3—2—1 (よくなかった) **平均：4.7**

- ・ 小人数が聞きやすかった。
- ・ 近くで開催していただきありがたかったです。
- ・ 比較的交通の便なども良いところでよかったと思います。
- ・ 品川なのでとても助かりました。来やすかったです。

問5 2日間を通して、全体の時間配分はいかがでしたか？

(よかった) 5—4—3—2—1 (よくなかった) **平均：4.6**

- ・ 学ぶこと、また、分からないことを質問すること、インプットとアウトプットが超良いバランスになっていると思いました(情報交換会の時間も含めて)
- ・ 長くなりすぎず良かったのでは？あんまり疲れない。
- ・ 休憩も適度に入れていただき、大変良かったと思いました。
- ・ もう少しゆっくりじっくり時間をかけて先生方の話を聞きたかったと思います。
- ・ この3日間は知的好奇心が刺激され、90分でもよいと感じました。

問6 今回の「初任者研修(基礎講座)」にあたり、今後、改善や工夫した方がいい点がありますか？

- ・ もう少し参加人数が多くなるよう府工夫していただきたい。現場が忙しいのかな。
- ・ 現在のままでいいと思います。
- ・ グループワークも取り入れると振り返りと気づきがより深まるのではと思います。
- ・ 西日本の方々と一緒にすることは出来ませんでした。初任者研修と言う目的で、少人数で行うことが出来良かったと思います。
- ・ 同じように続けていただけたらと思います。
- ・ プログラム内に参加した定着職員同士の支援上の経験、悩みを共有できたらと思った。

- ・ 可能であれば年度末など今回の研修を振り返りながらさらに知識を定着できるようフォローアップ研修があると良いと思います。
- ・ 毎年定期的な研修を希望します。

問7 概ね「定着在職3年未満」の方に特化した「情報交換会」はいかがでしたか？

- ・ とてもよかった。元気もらえた。
- ・ よかった。
- ・ 親しく話が出来、とても良かったです。
- ・ 自分だけではなく他県の方々も同じように悩みながら業務を行っていることが分かり、連帯感のようなものを感じることができ、大変ありがたかったです。
- ・ 講師の方ともお話しできてよかった。
- ・ 小規模だったため全員と話やすく、また、在職年数も近いので盛り上がり良かった。
- ・ 悩みがよく似ているので良かったのではないかな。
- ・ なかなか他県の定着と関わることがないので良い機会となった。
- ・ 横のつながりも作りやすく、また講師の方ともたくさんお話をすることが出来て、とても有意義でした。
- ・ 皆さんと知識や経験が近しいためとても活かしやすかったです。
- ・ 同年代の皆さんと繋がりを持てる時間でしたので大変貴重な時間でした。

問8 研修全体を通して、感想・メッセージなどありましたらご自由にお書き下さい。

- ・ 事務局の運営ありがとうございました。研修内容も初任者に合致した研修でした。スバラしい内容でした。学んだことを今後も生かしたいと思います。
- ・ これからも続けてお願いします。
- ・ とても良い時間を頂きました。ありがとうございました。
- ・ 基本の流れを抑えつつ、実際の業務にあたるうえでのポイントを実体験を交えて講義いただき分かりやすかったです。有意義な時間を過ごさせていただきありがとうございました。
- ・ 今後も続けて行ってほしいです。
- ・ お忙しい中研修の準備等ありがとうございました。
- ・ 時間を割いて研修していただきありがとうございました。明日からの業務の参考になりました。
- ・ 講師の方々のそれぞれの立場からお話を伺えてよかった。日々の業務の中での疑問や悩みなども2日間通して前向きに考えられるようになった。今後、定着職員により焦点をあてた研修(事例検討や情報共有など)があればぜひ参加したい、2日間ありがとうございました。

ございました。

- ・ まだまだ多方面の制度について理解する必要があると改めて考えさせられました。
- ・ とても有意義な2日間となりました。大変ありがとうございました。
- ・ 困難を伴うケースの事例検討を組み入れてもいいかもしれません。
- ・ とても有意義な時間を過ごすことが出来ました。ぜひ定期的にフォローアップのような研修会を希望したいです。先生方、ありがとうございました。
- ・ 「交わり」の時間を頂きありがとうございました。

令和元年8月5～6日（西日本）
令和元年8月21～22日（東日本）

全国地域生活定着支援センター協議会 初任者研修「基礎講座（矯正）」

府中刑務所

福祉専門官 桑原 行恵

矯正施設の種類

○刑務所...懲役・禁錮又は拘留に処せられた者を収容

○少年刑務所...主として少年受刑者、26歳未満の若年受刑者を収容

○拘置所...主として勾留中の被疑者・被告人（未決拘禁者）を収容

○少年院...主として家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた少年を収容

○少年鑑別所...主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された
少年を収容

○婦人補導院...売春防止法により補導処分を受けた者を収容

※刑事施設は、拘置所・刑務所・少年刑務所の総称である。

処遇指標

★属性による処遇指標

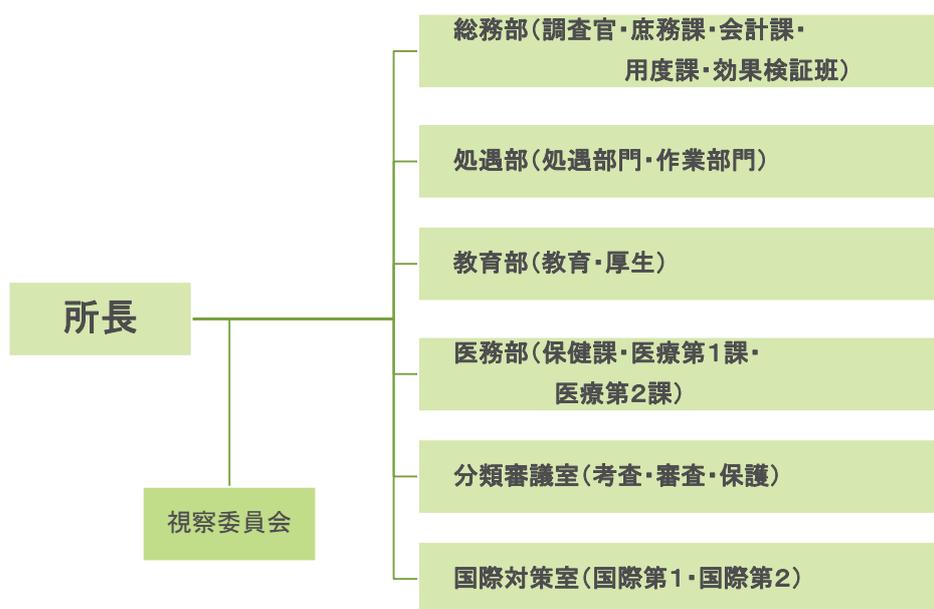
- W 女子
- F 日本人と異なる処遇を必要とする外国人
- I 禁錮受刑者
- J 少年院への収容を必要としない少年
- Jt 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年
- L 執行刑期が10年以上である者
- Y 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人
- M 精神上の疾病又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
- P 身体上の疾患又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

★犯罪傾向の進度による処遇指標

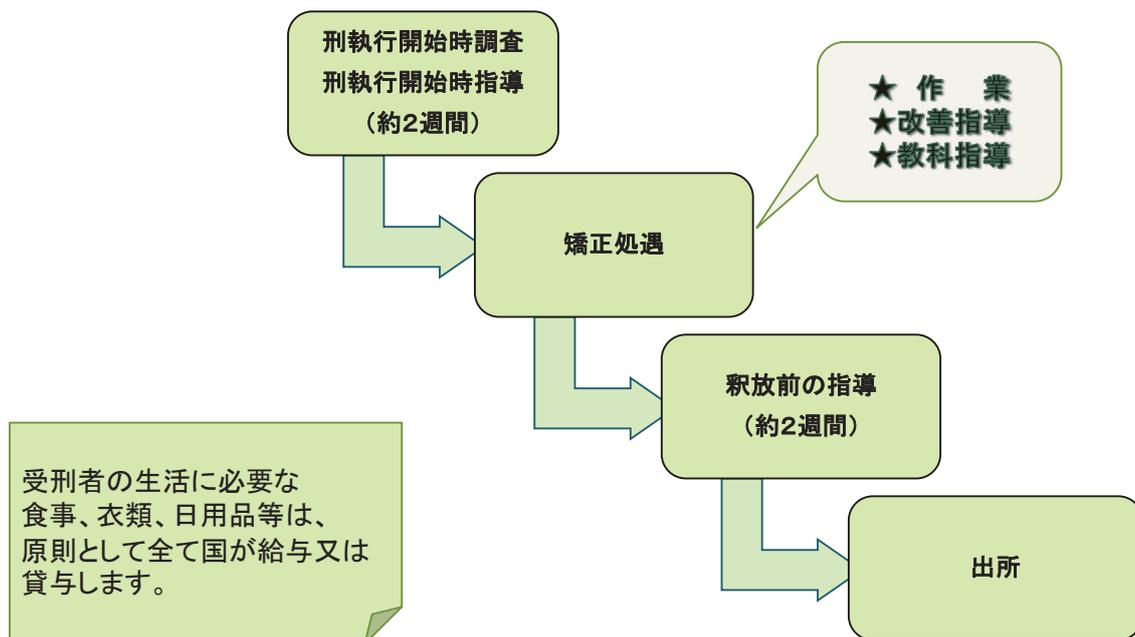
- A 犯罪傾向の進んでいない者
- B 犯罪傾向の進んでいる者
(再犯・累犯)



府中刑務所組織図



入所から出所まで



矯正処遇

目的:改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図る。

作業

- 生産作業
- 自営作業
- 職業訓練
- 社会貢献作業

改善指導

- 一般改善指導
- 特別改善指導

教科指導

- 補習教科指導
- 特別教科指導



作業

↳ 勤労意欲を高め、職業上有用な知識と技能を習得させる。

- ・作業時間 原則8時間を超えない範囲
- ・作業の種類 生産作業： 木工, 金属, 洋裁等
自営作業： 炊事, 営繕, 洗濯等
職業訓練： 自動車整備等
- ・作業報奨金 作業奨励, 出所後の更生資金

特別改善指導

R1 薬物依存離脱指導

R2 暴力団離脱指導

R3 性犯罪再犯防止指導

R4 被害者の視点を取り入れた教育

R5 交通安全指導

R6 就労支援指導

高齢・障害を有する受刑者の処遇

処遇上の配慮(養護工場等)

- ・施設のバリアフリー化(手すり, 車椅子等)
- ・能力に応じた作業(作業事故等の防止)
- ・作業時間短縮
- ・居室指定上の配慮, 集団処遇の機会の設定
- ・担当刑務官・心理技官・社会福祉士等の面接等

改善指導等

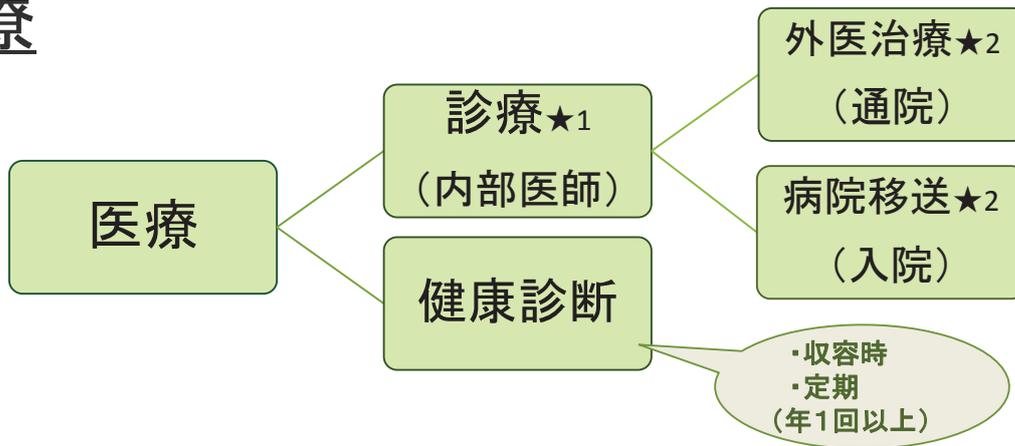
- ・高齢受刑者に対する健康運動指導等
- ・個々の問題や能力・心身のレベルに応じた各種指導

日々の生活

- ★運動...平日は原則として毎日30分以上
- ★入浴...1週間に2回以上
- ★余暇...1日に2時間以上



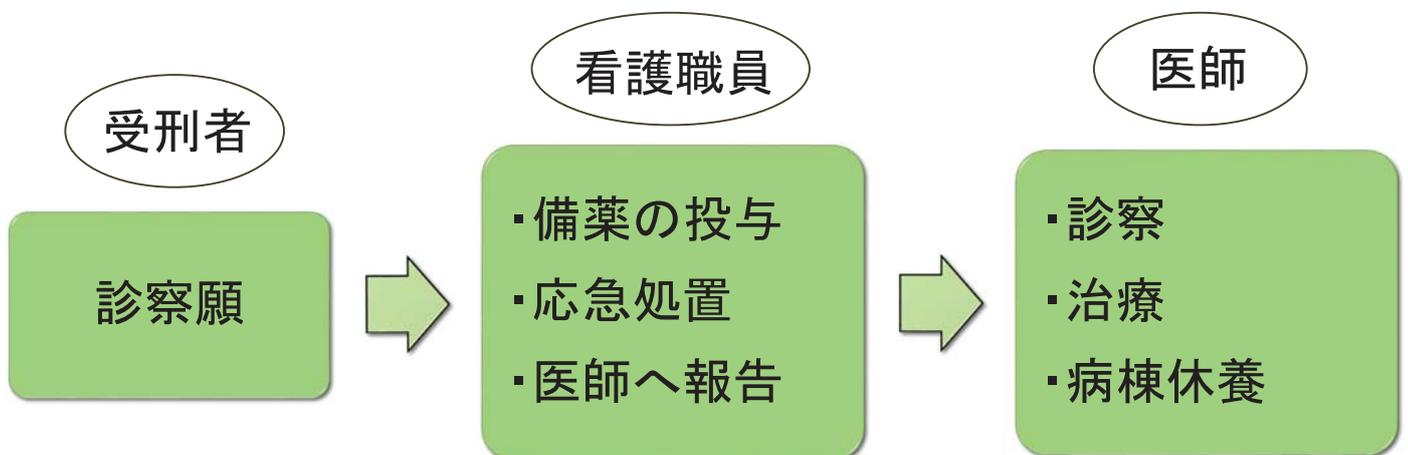
医療



★1 診療等は強制できない。
ただし、生命に危険が及ぶおそれがある場合又は他人に感染させるおそれがある場合には、合理的な範囲において診療等を実施することができる。

★2 刑事施設の医療体制だけでは対応できない場合。

内部医師による診察までの流れ



矯正医療の特殊性



刑務所における福祉職の役割

- 要支援者の発掘及び課題の分析
- 帰住先の調整
- 所内各部署及び外部機関との調整
- 各種手続支援
(住所設定・障害者手帳・介護保険・年金など)
- 支援対象者の心情把握
- 満期釈放者に対する講義(社会保障制度)

常勤2名
非常勤3名

特別調整対象者が選定されるまで

・刑執行開始時調査でのスクリーニング

・福祉支援を要する可能性のある者のうち、刑期終了日まで6か月～10か月程度の者に対し、福祉職が面接を行う。

・本人の意向確認

・医務部及び工場担当等から情報収集

・福祉職の見立て及び収集した情報を元に特別調整候補者として選定会議にかけるか検討を行う。

・特別調整対象者選定会議

・同意書徴収

・特別調整対象者に認定

候補者選定時における課題



調整過程における課題



特別調整に準ずる一般調整

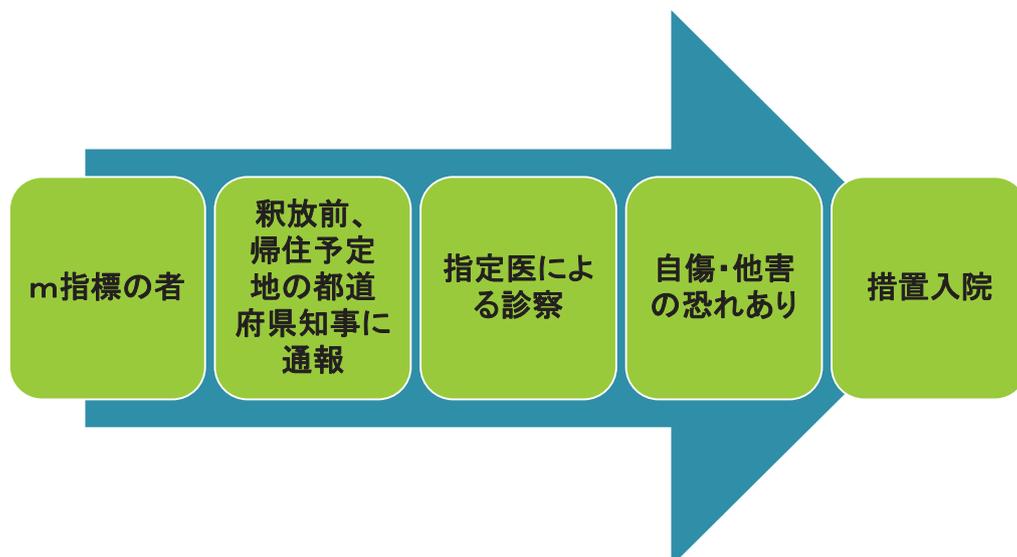
釈放後の適当な住居があるものの、
高齢又は障害を有し、自立した生活を営む上で、
福祉サービス等を受けることが必要であると認められた場合、
特別調整に準ずる形で、
保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
福祉サービス等の調整を行う。

※「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」第7項

☆施設所在地の定着支援センターは関与しない。
帰住予定地域の保護観察所及び定着支援センターと連携する。

26条通報

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)



出所時に可能な支援

保護カード

JR割引証

帰住衣

收容証明書



紹介状など

★保護上移送

★乗車保護



最後に…

面接時のポイント



保護観察所が行う生活環境調整, 更生緊急保護などについて

全国地域生活定着支援センター協議会
初任者研修(基礎講座)

令和元年8月5・6日(西日本会場)

法務省保護局観察課 林寛之

令和元年8月21・22日(東日本会場)

宇都宮保護観察所 調子康弘

1

本日の説明事項

- 1 保護観察所の役割
- 2 保護観察所が行う生活環境の調整
- 3 更生緊急保護
- 4 保護観察
- 5 更生保護 最近の動き

2

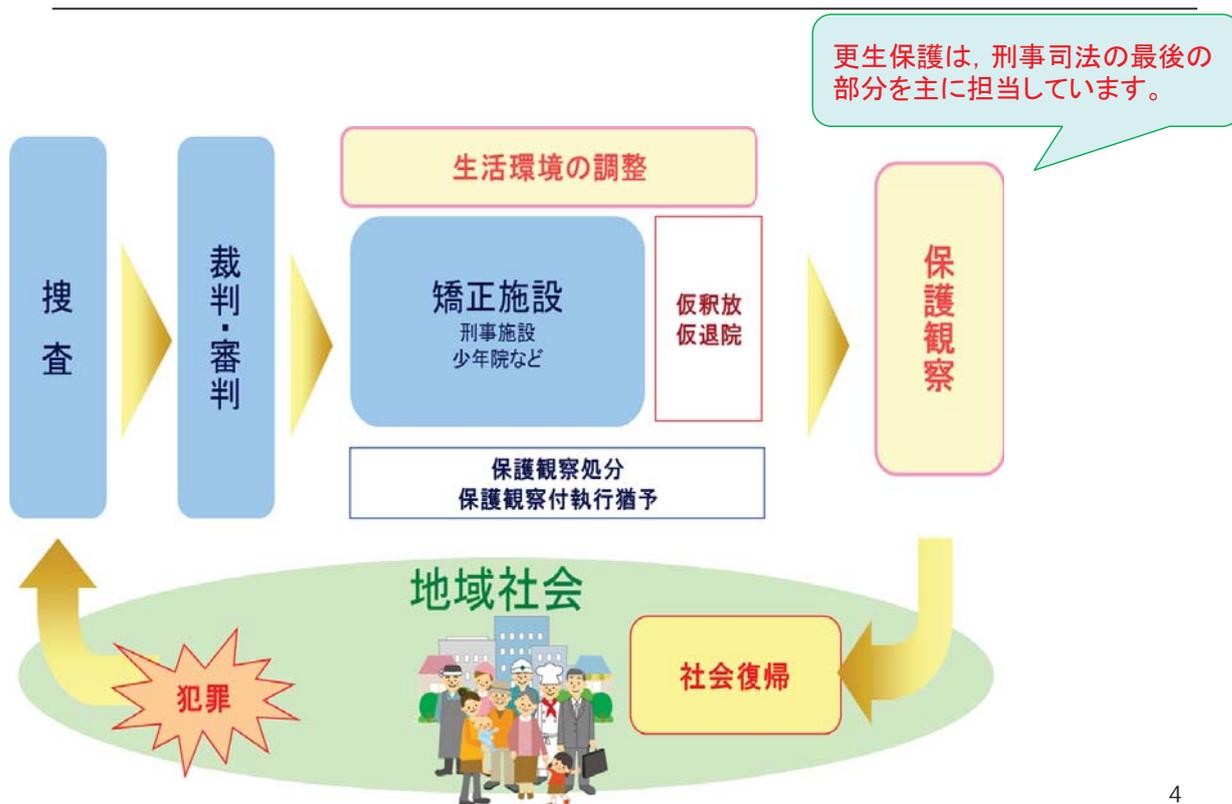
1 保護観察所の役割

- ・更生保護行政の刑事政策における位置づけ
- ・保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体
- ・保護観察所の主な業務
- ・刑事司法手続の流れ

3

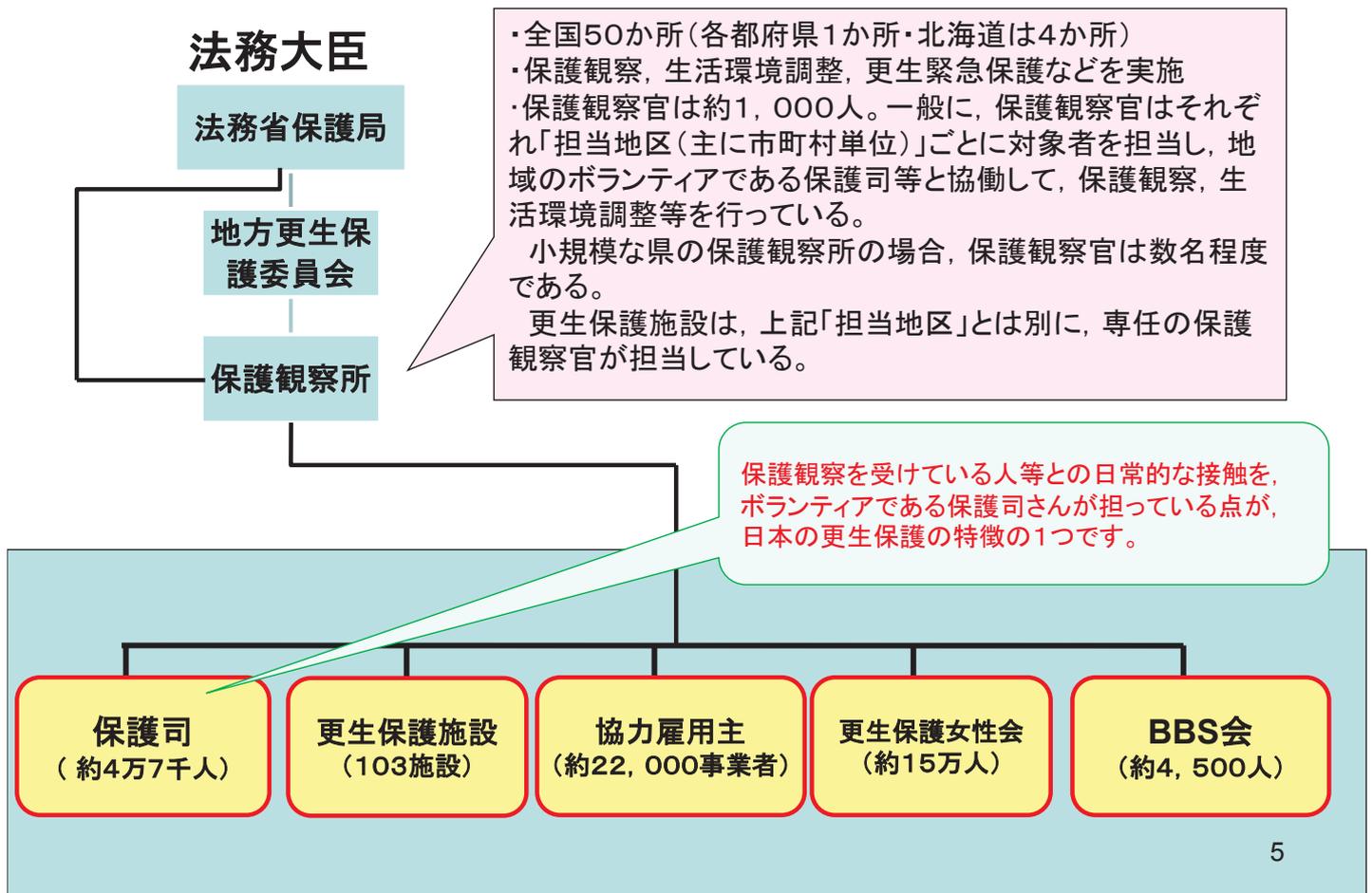
更生保護行政の刑事政策における位置付け

(更生保護行政・・・保護観察、生活環境の調整、仮釈放などを所管)



4

保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体



保護観察所の主な業務

業務のうち, 主に「生活環境調整」と「更生緊急保護」が, 特別調整と関連しています。

- ◆生活環境の調整
 刑務所や少年院などに収容されている人が対象。その希望する帰住先について, 保護司や保護観察官が赴き「出所後そこに住めるか」「就労, 就学はどうか」などの調査, 調整を行う。
- ◆更生緊急保護
 満期出所者, 起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。その申出に基づき, 更生保護施設への委託などを行う。
- ◆保護観察
 仮釈放された人や, 裁判所で保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり, 面接, 家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて, 就労支援や各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり, 違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。
- ◆その他
 医療観察, 犯罪被害者支援, 犯罪予防活動(社明), 恩赦手続などを実施している。

刑事司法手続の流れ

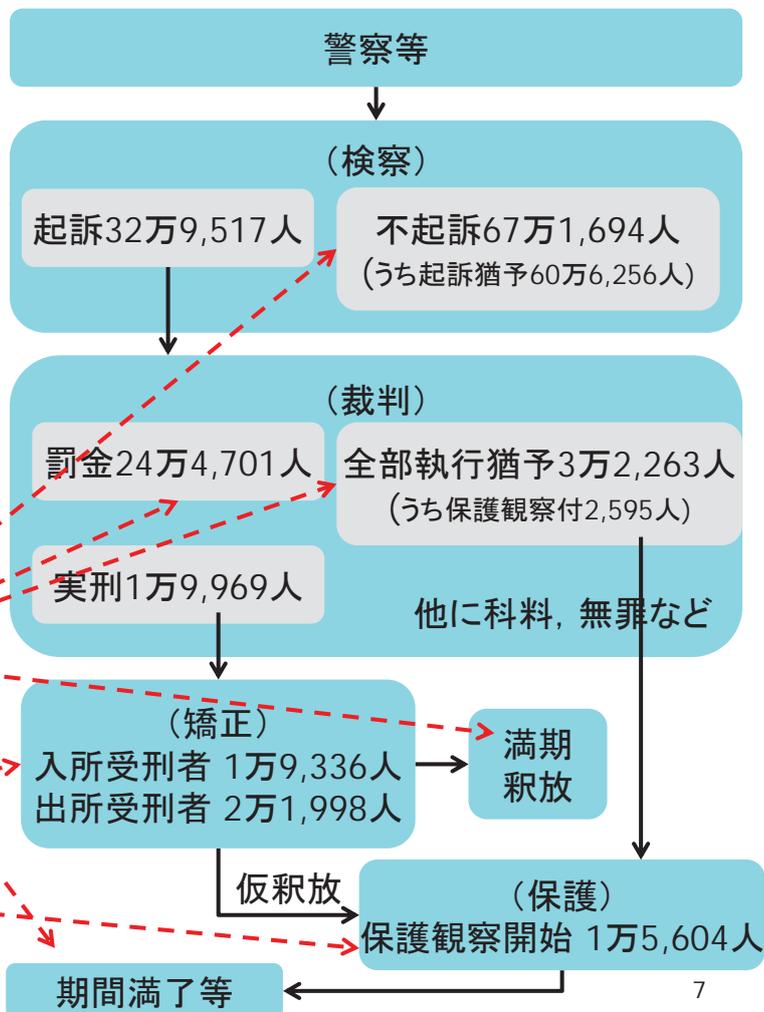
(成人の主な手続。数値はH29
(犯罪白書から))

年間100万人以上の方が警察等に
検挙されていますが、受刑に至
る人は、2万人程度です。

保護観察所は、

- ・起訴猶予者、満期釈放者等
に対する更生緊急保護
(希望者のみ)
- ・受刑者等の生活環境調整
- ・保護観察

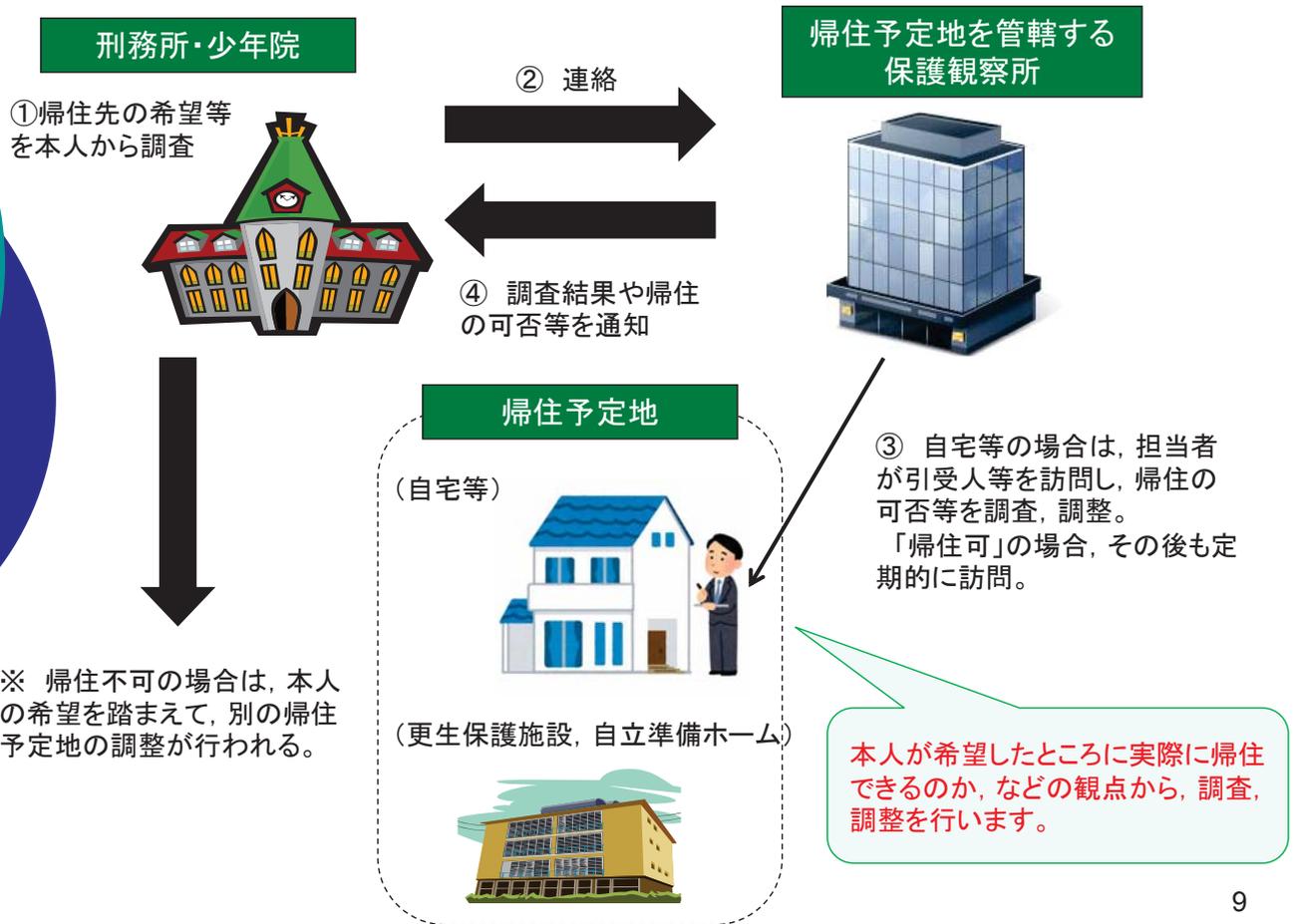
などを実施している。



2 保護観察所が行う 生活環境の調整

- ・生活環境調整の特徴
- ・仮釈放とは
- ・生活環境調整と釈放／出所

一般的な生活環境の調整のイメージ



9

生活環境調整の特徴

◆ 本人の希望が出発点

初めに, 例えば, 刑務所や少年院に収容された人が「刑務所を出所したら, 自分は母親(引受人)宅(帰住予定地)に帰りたい」等と希望する。刑務所からその連絡を受けた保護観察所は, その母親を訪ねて, 母親宅へ本人が帰住できるか等の調査・調整を行う。

→ 原則として, 本人が希望した場所のみについて調査・調整を行う。

◆ 調査・調整は「帰住予定地」ごとに実施

調査・調整は, 本人が希望した「帰住予定地」について, その地域を管轄する保護観察所(担当する保護観察官・保護司)が行う。

調査・調整の結果は, 保護観察所が刑務所や少年院に連絡する。

調査・調整の結果, 希望する帰住予定地に帰住できない場合, 本人が別の帰住予定地を希望すると次の調整が開始され, その帰住予定地を管轄する保護観察所(保護観察官・保護司)が調査・調整を行うことになる。

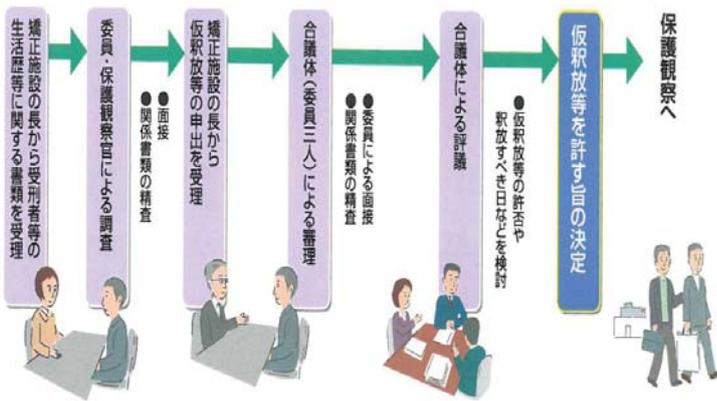
→ 帰住予定地が変わると, 担当者も変わっていく。

仮釈放とは

満期釈放者に比べ、仮釈放の方が再犯が少ないことなどから、仮釈放の積極化を進めています。

受刑者のうち一定の許可の基準を満たした人について、刑期の満了前に仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度。仮釈放の間は保護観察に付される。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



◆仮釈放の要件

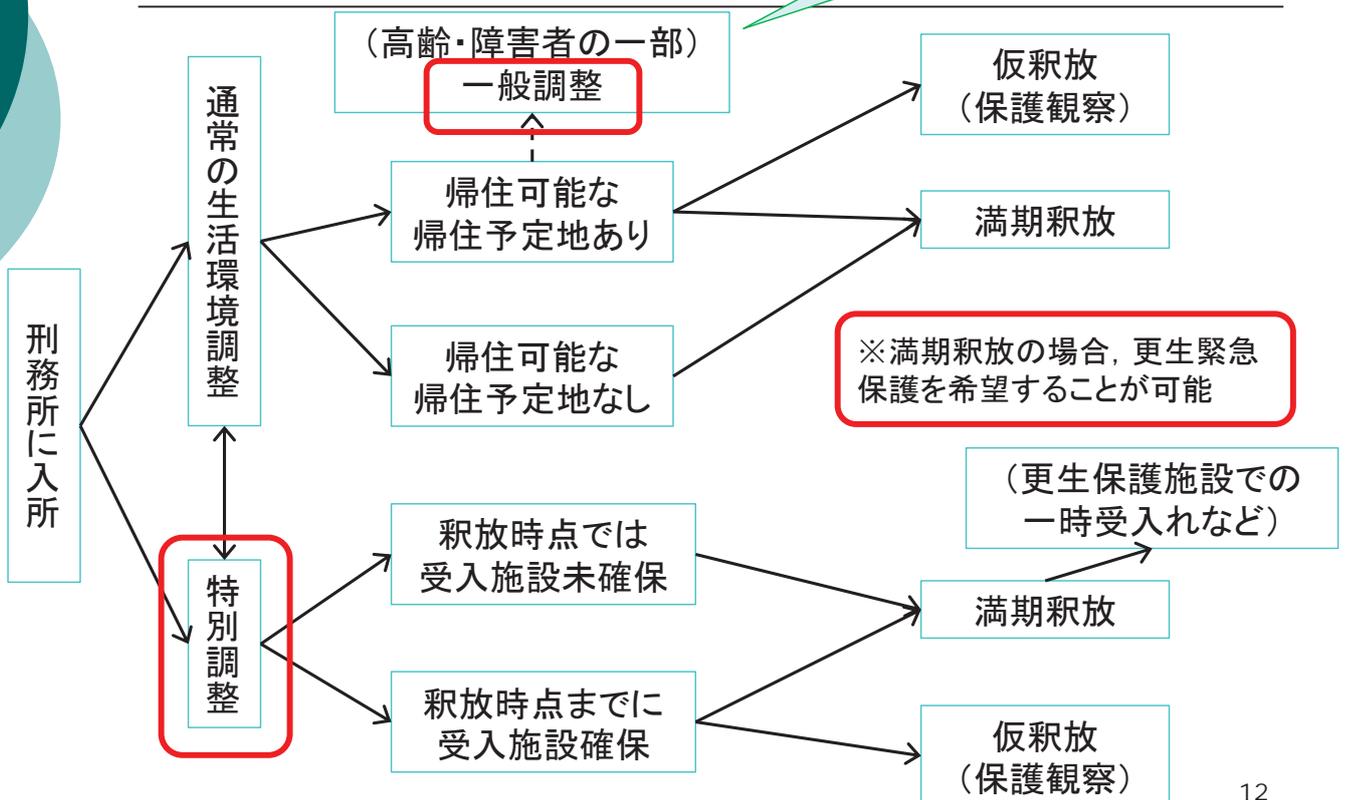
- ・有期刑: 刑期の1/3経過
- ・悔悟の情, 改善更生の意欲, 再犯のおそれ, 保護観察の相当性, 社会の感情
- ・帰住可能な帰住予定地があることが前提

◆仮釈放率: 58.5% (H30)

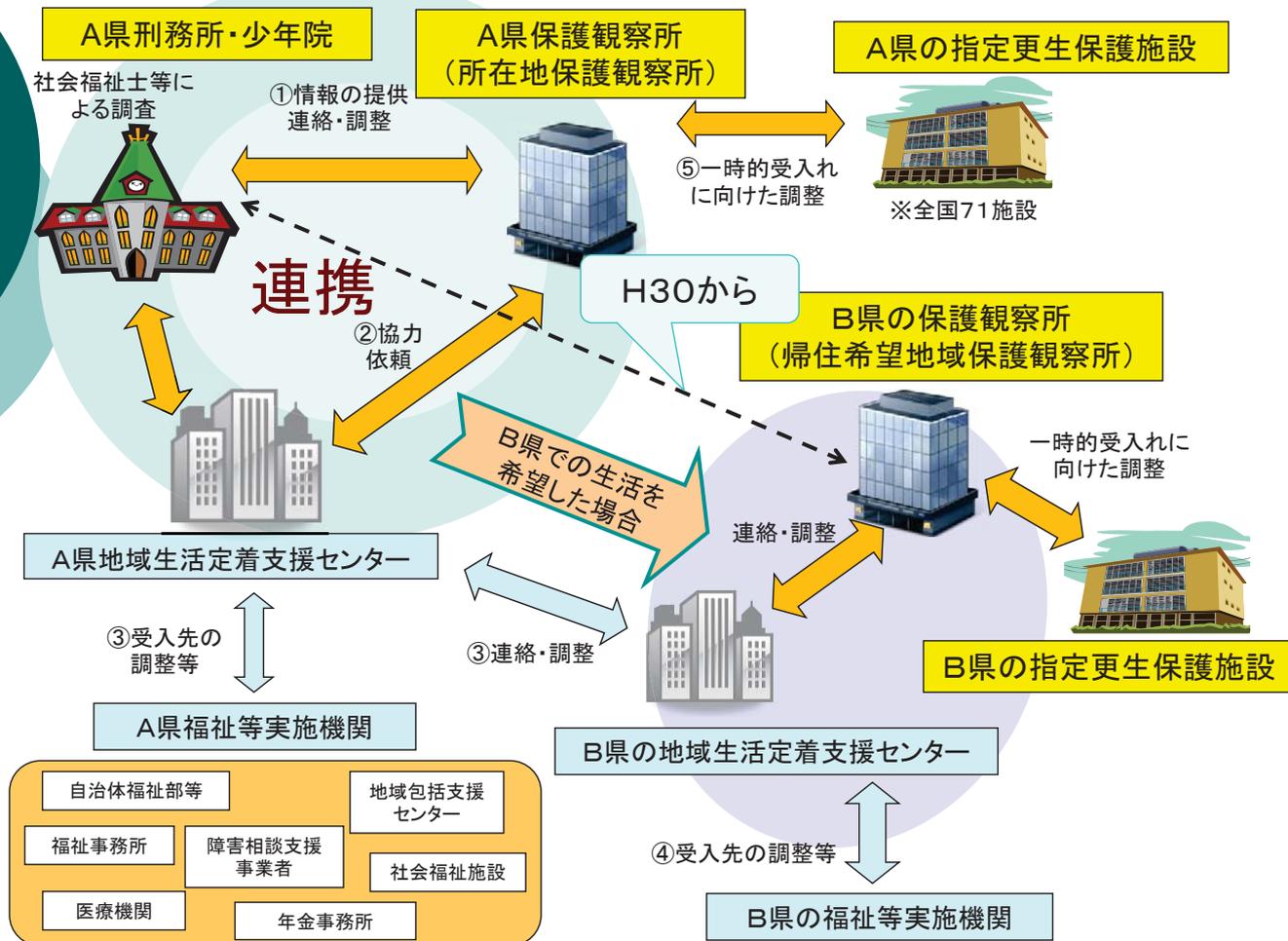
生活環境調整と釈放／出所

特別調整と一般調整

「一般調整」は、高齢、障害で福祉サービスが必要な人のうち、帰住先がある場合の調整をいいます。



特別調整のイメージ図



3 更生緊急保護

- ・更生緊急保護とは
- ・更生緊急保護のポイント(1)～(5)

更生緊急保護とは

本人の希望を踏まえ、刑務所出所直後に金品を援助したり、更生保護施設に委託したりします。

趣旨

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など (本人の申出が必要)

措置内容

- 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）
- 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- 宿泊場所への帰住援助（旅費給与） など（必要かつ相当な限度で）

期間

原則として身体の拘束を解かれて 6月以内（特に必要あれば6月延長可）

15

更生緊急保護のポイント（1）

◆更生「緊急」保護

その人が、身体拘束を解かれたばかりであり、親族や公共の機関等からすぐに援助や保護を得られない場合に限定して実施することが原則。保護観察所長が必要と認めた場合に実施。

身体を拘束されなかった場合、更生緊急保護の対象とならない。

◆「更生緊急保護の期間」と「仮釈放期間」

（特に更生保護施設への委託について）

更生緊急保護は「身体の拘束を解かれて6月以内」が原則。

例えば仮釈放期間が4か月の場合、4か月の仮釈放期間終了後の2か月間は更生緊急保護が可能（なお仮釈放期間中は「応急の救護」の対象）。

◆「保護カード」

釈放時に、保護の必要が認められたときや、本人が希望したとき、刑事施設や検察庁などで保護カードが交付される。

16

ポイント（2）

◆本人の「申出」が必要

更生緊急保護は本人が書面で申し出ることが必要。保護観察所での保護観察官の面接などを経て、必要性などが判断される。

◆食費などの支援

更生緊急保護として、食事の援助や、宿泊場所までの交通費の支援が必要と判断されたとき、現金を支給する場合もあれば、物品（作業着、JR旅客運賃割引証等）を交付する場合もある。（支給又は貸与。同じ人に短期間に何度も支援することは殆どない。）

◆更生緊急保護の「重点実施」

H27年度開始（それ以前は「事前調整」）。起訴猶予者が対象。起訴猶予となる前に面談等を適宜行う。更生保護施設・自立準備ホームに委託して就労支援など実施。ホームレス状態で窃盗により逮捕され、起訴猶予となった人が多い。H30年度は214人に実施。

17

ポイント（3） 更生保護施設とは

特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点では受入先が確定していない場合などに、一時的に更生保護施設で生活する場合があります。

役割

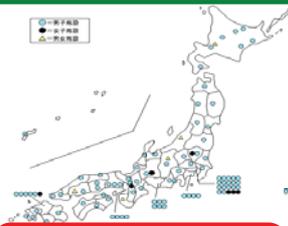
- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施。
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施。

保護の概況

◆施設数 103施設（H30. 4. 1現在）

◆定員 2,383人（H30. 4. 1現在）

* 全面改築による一時的な定員縮小あり



全県に1以上設置



施設の例

体制

◆経営主体

・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設

◆職員体制

・常勤職員が4名程度（平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置）

18

ポイント（４）指定更生保護施設

概要

- ◆ 全国の更生保護施設のうち、高齢者や障害者を一時的に受け入れる施設として71か所を指定
- ◆ 指定された施設に、社会福祉士等の資格等を有する職員を配置（全国で77人分の予算を計上）

対象

- ◆ 以下の①～③の要件を満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所長が認める者
- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体、知的、精神のいずれか）があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認めること。

処遇内容

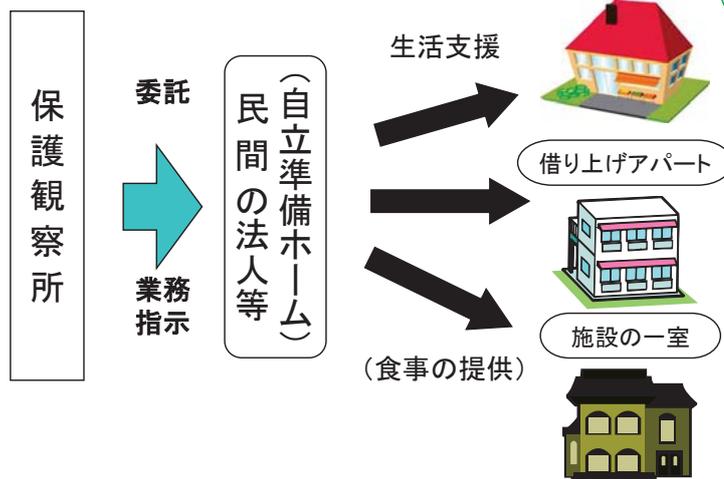
- ◆ 高齢又は障害のある刑務所出所者等の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練
- ◆ 医療保健機関と連携した健康維持のための指導・助言
- ◆ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整

（いわゆる特別処遇）

14

ポイント（５）自立準備ホーム

緊急的住居確保・自立支援対策（平成23年度～）



更生保護施設と同様に、特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点で受入先が確定していない場合、自立準備ホームで一時的に生活することがあります。

- ・ 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- ・ 「食事」の提供も可能

◆事業者

路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者
事業者数は411(H31.4.1)。委託実人員は1,684人(H30年度)。

◆委託

保護観察所が、事業者に対し、宿泊場所の供与を委託。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のうち、適当な住居がなく委託が必要と認められる者が対象。

4 保護観察

- ・「保護観察」のポイント
- ・「遵守事項」「生活行動指針」のポイント
- ・「仮釈放取消し」「引致」等のポイント

21

「保護観察」のポイント

◆○号観察（H30の年間取扱事件数）

- 1号観察…家裁で保護観察が決定された少年の保護観察（約2万6千人）
- 2号観察…少年院を仮退院した少年の保護観察（約5千人）
- 3号観察…刑務所等を仮釈放された人の保護観察（約1万7千人）
- 4号観察…執行猶予に保護観察が付いた人の保護観察（約1万3千人）

◆保護観察官，保護司

保護観察官は，保護観察所に所属する常勤の職員。主に市区町村などの「保護区」単位で保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

非常勤のボランティアである保護司は，保護観察所からの依頼で個別の保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

◆転居の許可

保護観察対象者が転居するときは，事前に保護観察所長の許可が必要。無断で転居し所在不明となると，遵守事項違反に。

22

「遵守事項」と「生活行動指針」のポイント

◆ 「遵守事項」と「生活行動指針」

いずれも、保護観察対象者が保護観察期間中に守るべき約束事。

「遵守事項」は、違反すると、「仮釈放取消し」等となることがあり、特に必要なものに限定して定められる。

「生活行動指針」には生活目標的なものも含む。保護観察対象者が違反しても、「仮釈放取消し」や「執行猶予の言渡しの取消し」となることはない。

◆ 「遵守事項」の例

「酒を一切飲まないこと」「被害者等に一切接触しないこと」など（地方更生保護委員会又は保護観察所の長が決める。）。

◆ 「生活行動指針」の例

遵守事項と同様の文言のほか、「浪費を慎み、自立に向かって努力すること。」「後先のことを考えて慎重に行動すること」など（保護観察所の長が決める。）。

23

「仮釈放取消し」・「引致」等のポイント

◆ 遵守事項違反による仮釈放取消し・執行猶予取消し

遵守事項違反があった場合には、その情状などを考慮して、仮釈放や執行猶予の言渡しが、取り消される場合がある。

仮釈放を取り消されたり、執行猶予の言渡しを取り消されると、受刑することとなる。

「仮釈放取消し」は、地方更生保護委員会が決定する。

「執行猶予の言渡しの取消し」は、裁判所が決定する。

◆ 「引致」

保護観察所は、裁判官が発する引致状により、保護観察対象者を強制的に保護観察所へ引致することができる。

引致の要件は「遵守事項違反があり、出頭命令に応じない」など。引致後、仮釈放取消し等の手続が行われる場合が多い。

24

5 更生保護 最近の動き

- ・更生緊急保護の重点実施
- ・保護観察所における入口支援の新たな枠組み
- ・特別支援ユニットの新設
- ・一部猶予の動向

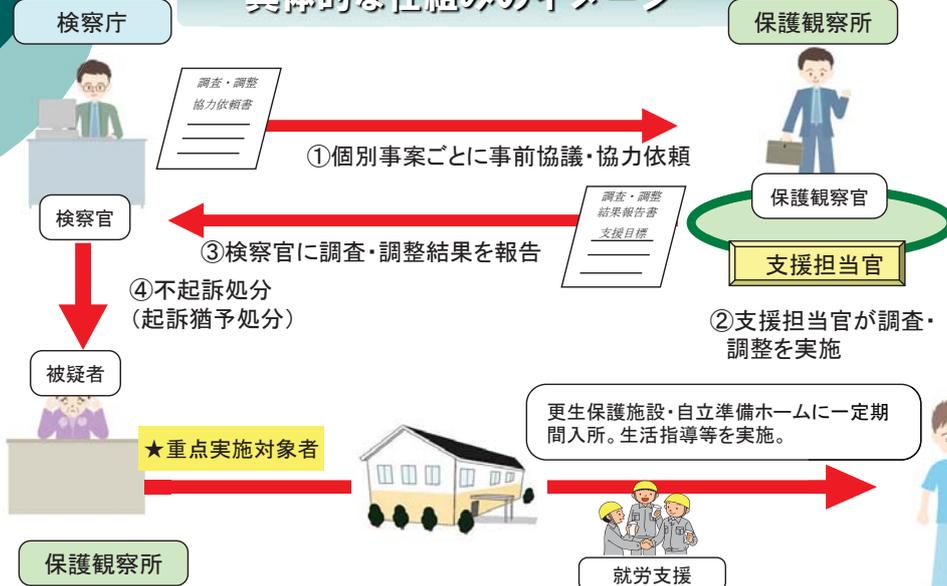
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等

概要

検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が見極め、その対象として選定された起訴猶予者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施
 <平成27年4月、全国50庁の保護観察所で試行開始>

- 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化
- 特に支援の必要性が高い者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が継続的かつ重点的な更生緊急保護を実施
- 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえることにより、従来以上に刑事政策の目的に配慮した処分が可能に

具体的な仕組みのイメージ



- ・起訴猶予者のみが対象。
- ・更生保護施設等に必ず委託。
- ・全国で年間約500人(H30)を支援。
- ・40代～60代の男性が主。
- ・ホームレスの人が多い。
- ・就労支援を行い、住込み就労先やアパートに自立していく人が多い。

起訴猶予となって釈放された人を、更生保護施設等へ委託して支援する仕組みです。就労支援が中心となっています。

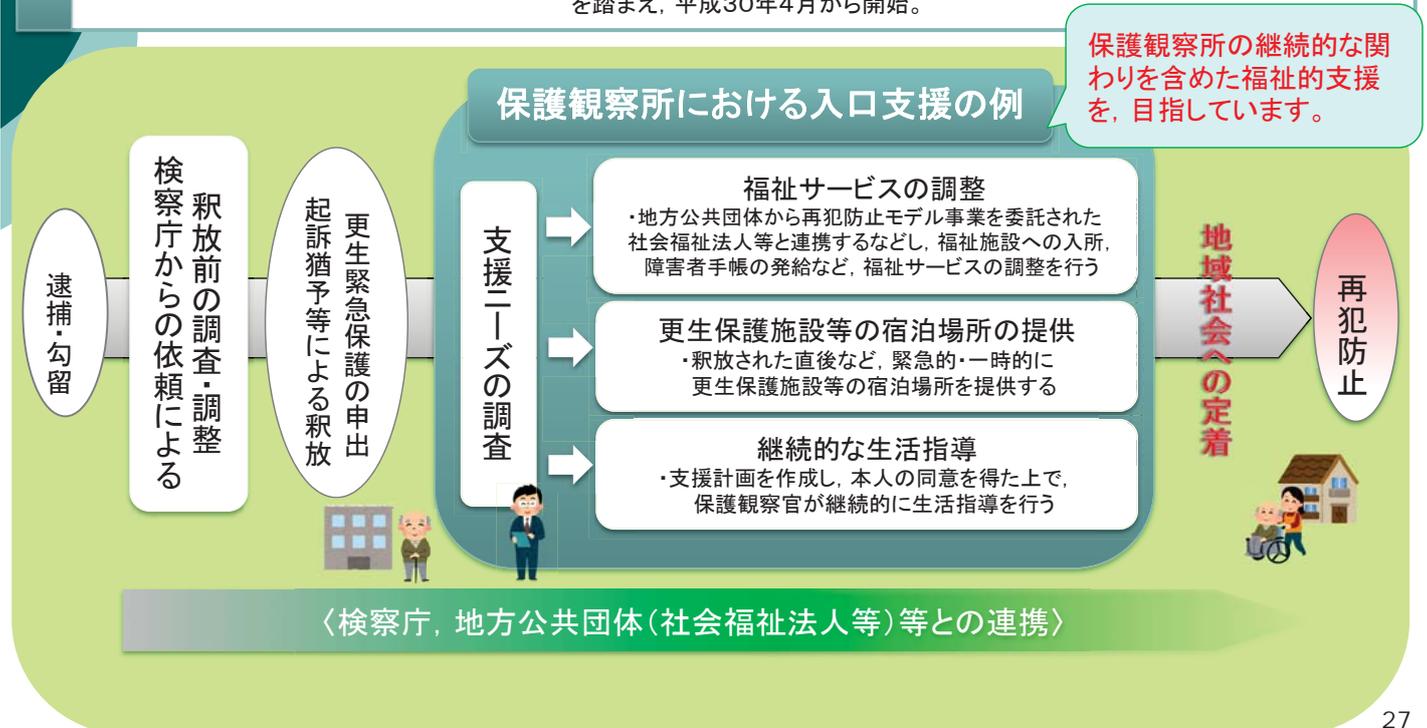
保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

内容

保護観察所が、本人からの更生緊急保護※の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

背景

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。



27

「特別支援ユニット」の新設

◆特別支援ユニットの新設

「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。

H31.4現在、22か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

◆特別支援ユニットの役割

特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

◆関係機関との連携

入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

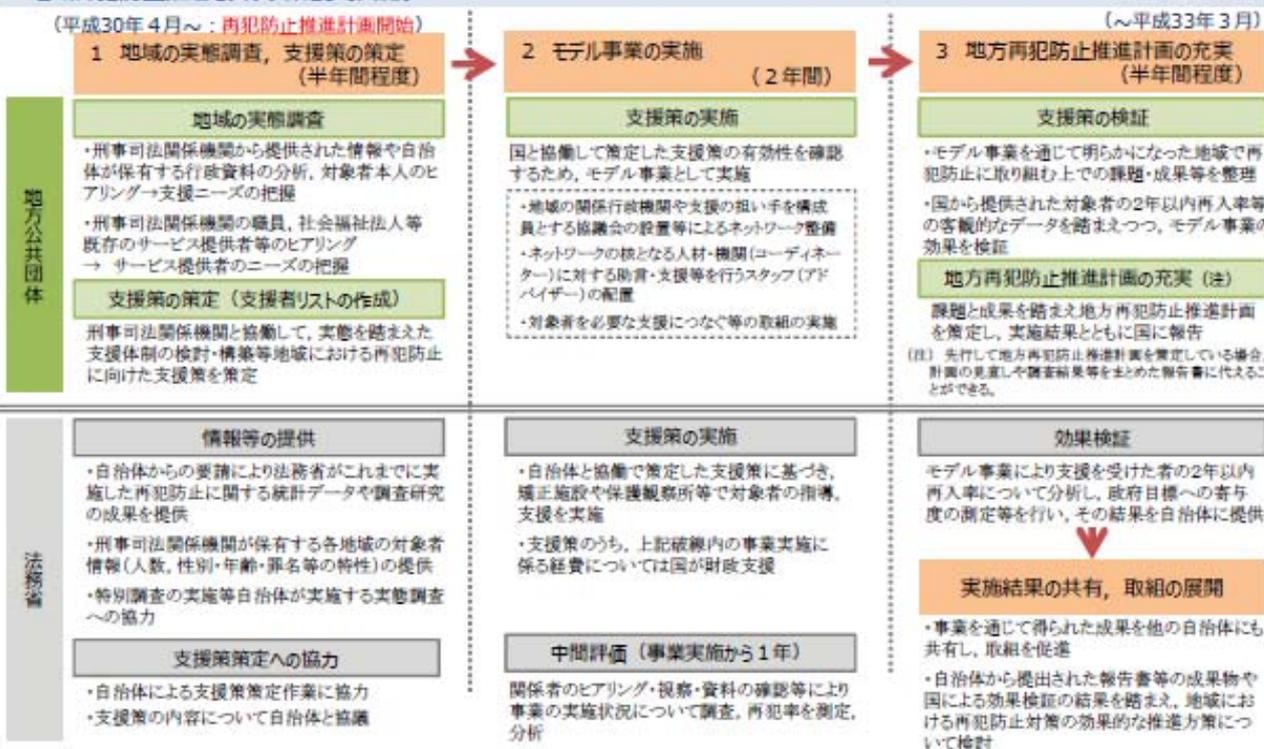
入口支援などを行うために、保護観察所への「特別支援ユニット」の設置を開始しました。

28

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



再犯防止推進法、再犯防止推進計画を受けて、法務省では、平成30年度から、地域再犯防止推進モデル事業を開始しました。平成30年度開始分及び平成31年度開始分合計で、36自治体が37の事業を実施しています。その中には高齢・障害のある人を対象とした事業も含まれます。

地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）

※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする。

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

（テーマ）

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

応募主体等

〔応募主体〕	地方公共団体
〔委託経費〕	別紙
〔採択件数〕	予算の範囲内で採択
〔事業期間〕	平成30年度～平成32年度
〔委託期間〕	契約を締結した日～平成33年3月31日
〔契約形態〕	委託契約（国負担 10/10）

評価方法

募集テーマに沿った提案について、以下の方針に基づき評価。

提案された取組と本調査の趣旨との整合性

提案された取組の内容が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

取組の先導性・汎用性

現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域でも応用可能であるなど、今後他の地域へ広がることを期待されるものであり、調査で得られた成果が、国又は他の地域における取組を進める上で参考となることを期待できること。

取組の実現性

取組を実施するための計画が適切に立てられていること、また、必要な経費が適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。モデル事業の効果の検証や成果の可視化等の方策が具体的に想定されていること。

スケジュール

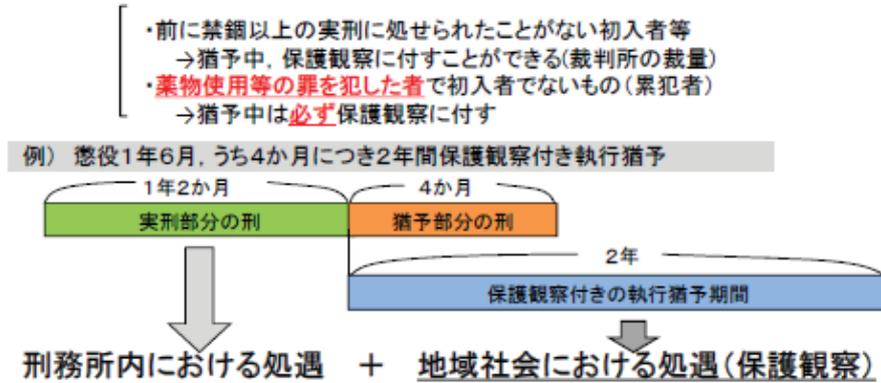
平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月29日（木）	公募開始
4月19日（木）12:00	応募書類締切
4月	対象事業の選定 選定結果の通知（下旬頃）
5月頃	委託契約の締結 （契約締結後から） 実態調査・モデル事業の実施 （国の職員による実施状況の把握）
平成31年3月	事業完了報告書等の提出
4月上旬	委託金の支払い

一部猶予の動向

◆ 刑の一部の執行猶予制度とは（H28.6.1制度開始）

3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる



◆ 言渡しの動向（平成29年）

- ・ 言渡し（確定）数…1,525件（うち保護観察付が1,522件）
- ・ 薬物事犯が大半。猶予期間は「2年」が大半。

◆ 出所の動向（制度開始からH30.12末まで）

- ・ 出所者…1,560人
- ・ 出所者の約8割が仮釈放

31

今後ともよろしくお願ひします！

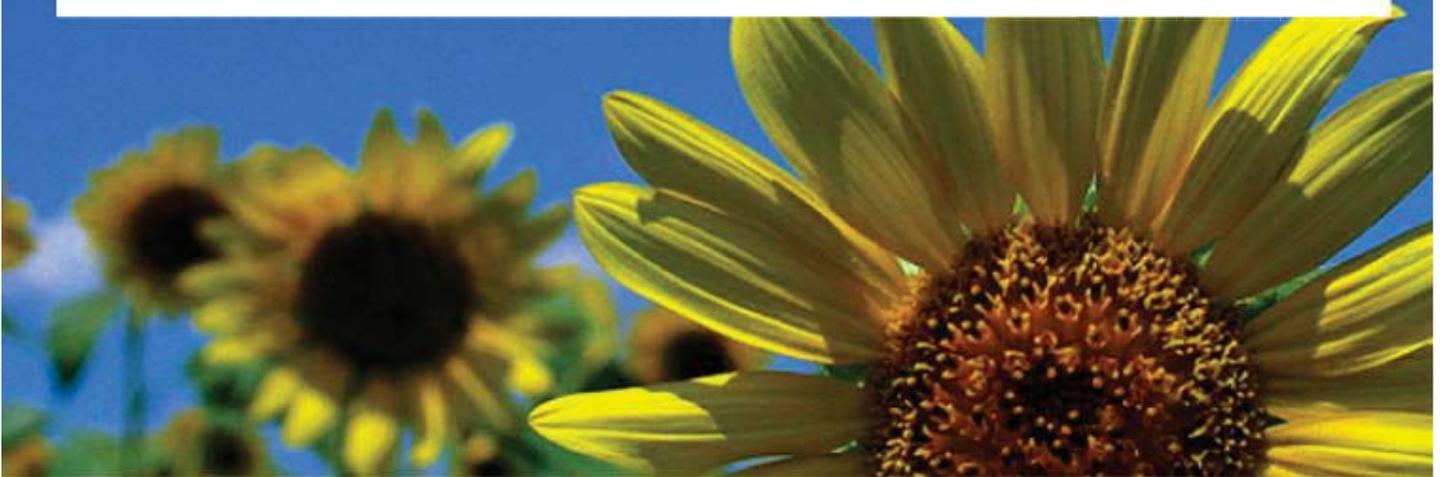


更生ペンギンのホゴちゃん

長崎定着の11年間の実践を踏まえて

The 基礎講座（定着）

長崎県地域生活定着支援センター（全定協業務事務局長）
所 長 伊豆丸 剛史



目次（本日お話しすること）

- | |
|--|
| (1) <u>関係性構築のPoint</u> ～ 涙の数だけ強くなれるよ♪～ |
| (2) <u>持続可能性のある地域で支える仕組み</u> ～ 官民協働～ |
| (3) <u>ミルフィーユ型の地域での支え</u> ～ 多様なシェルター～ |
| (4) <u>実践事例</u> ～ 更生とは何か、更生に何が必要なのか etc～ |

今日お話しすることだけが「正答」ではありません。

ただ、長崎定着のSWとして11年間720名の対象者とすべて向き合い学んだ「現場で生きる“コツ”」や「業務を行う上で知っておいた方がよい基礎」をお伝えします。皆さんの現場へ持ち帰り、応用していただければと思います。

■面接時や直接支援の際、留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙 (エピソード) : 「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る (同じ視線)」 「話しかける (優しく前向きな言葉・繰り返し)」 「触れる (優しく触れる)」 「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にされたケア。
- ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
- ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
 - 別れ際の握手
 - 起立して挨拶 etc



3

3. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係=その人のことを好きか、嫌いか”を大切にする

- ◆ ある学生の言葉：
「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」
「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」
- ◆ 南雲明彦さんの言葉 (ディスレクシア (読字障害) 当事者)

★涙 (エピソード) : 「それをしてくれる人のことが好きか嫌いかなだね。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」 (ぶどう社) P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



4

4. “回数重ね”で勝負する ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても、回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだ位置づける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという**覚悟!**



5. “振り回される”ということ ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。
- ◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。
実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



持続可能な地域での支え

~ 官民協働 ~



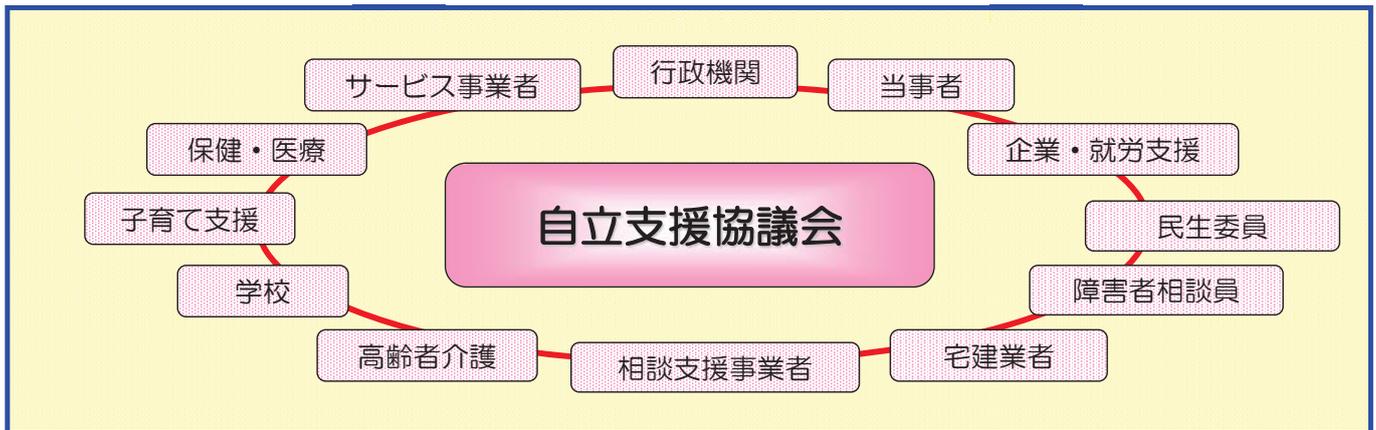
障がい者福祉) 『自立支援協議会の法定化』

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。

※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】

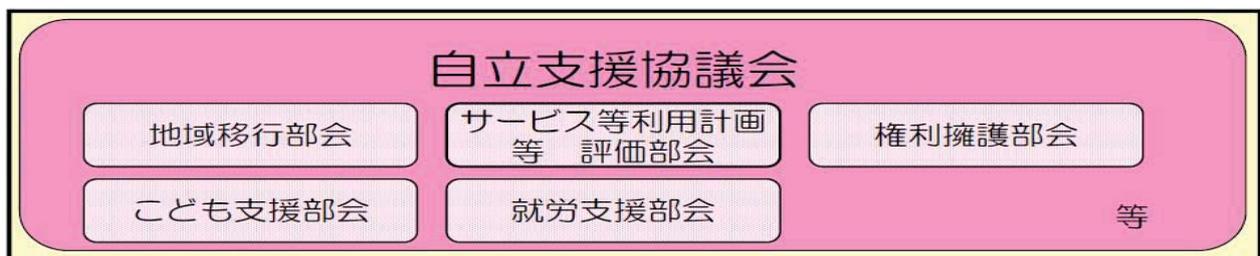


引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

7

『自立支援協議会』の役割

1. 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
2. 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や地域移行支援 / 地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障がい福祉サービス事業所等による地域のネットワークの強化や、障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
3. また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要
4. このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。



引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

8

平成24年10月28日
長崎県大村市「自立支援協議会」
は、『触法障害者の支援策を検討
する部会』を設置。

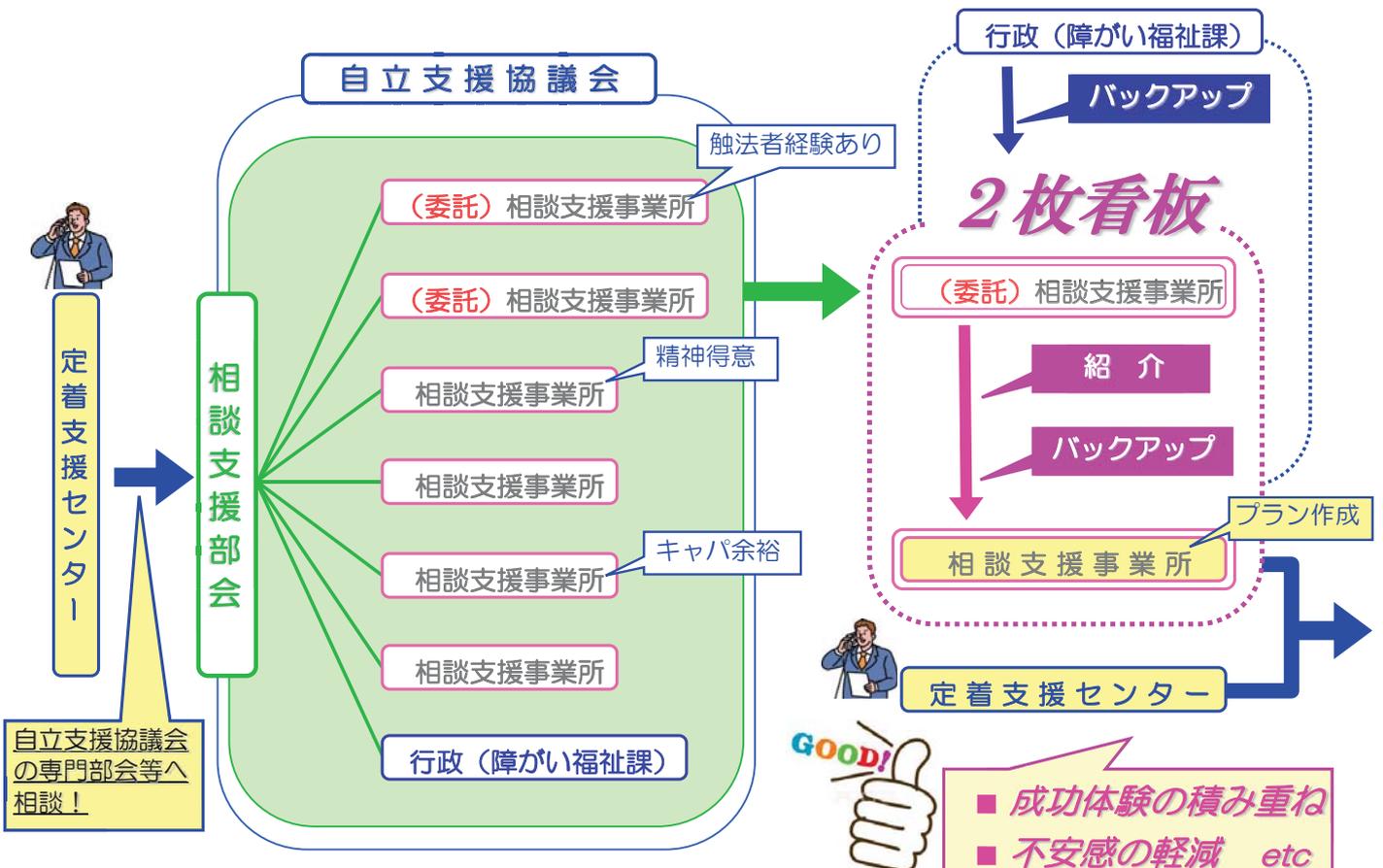


長崎定着も参加！
(オブザーバー)

長崎新聞
24年10月29日 朝刊



定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会（相談支援事業所）』との連携
(イメージ)



地域再犯防止推進モデル事業

～ 官民協働 (県&市) ～



再犯の防止等の推進に関する法律

が平成28年12月に成立しました。

法務省は

「再犯防止対策」

を進めています。

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。

■ 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められるが、モデルとなる事例はない。

■ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を「地域再犯防止推進モデル事業」として実施。

13

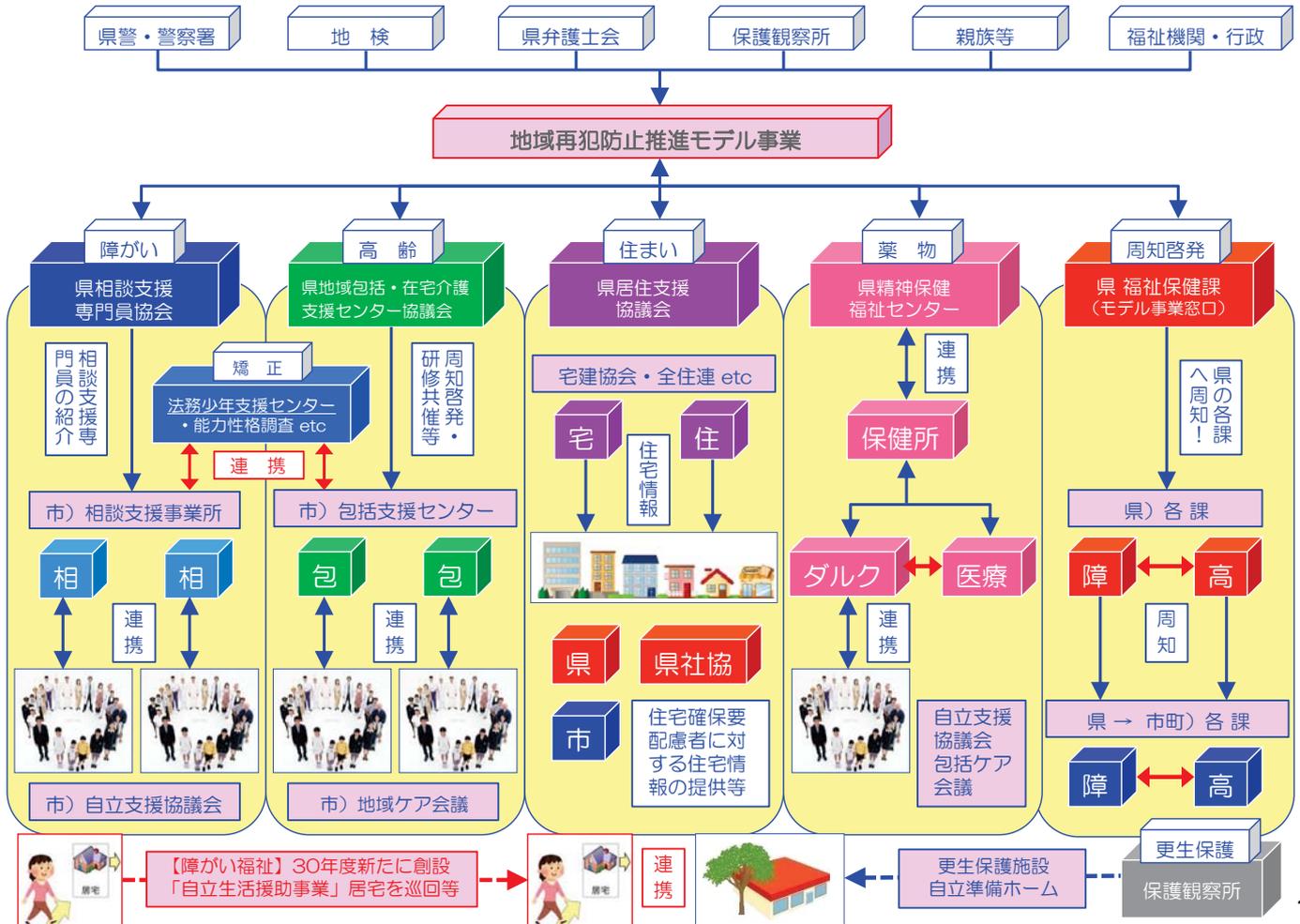
長崎県で実施するテーマ

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

〔テーマ〕

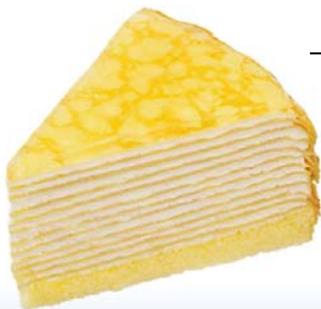
- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組



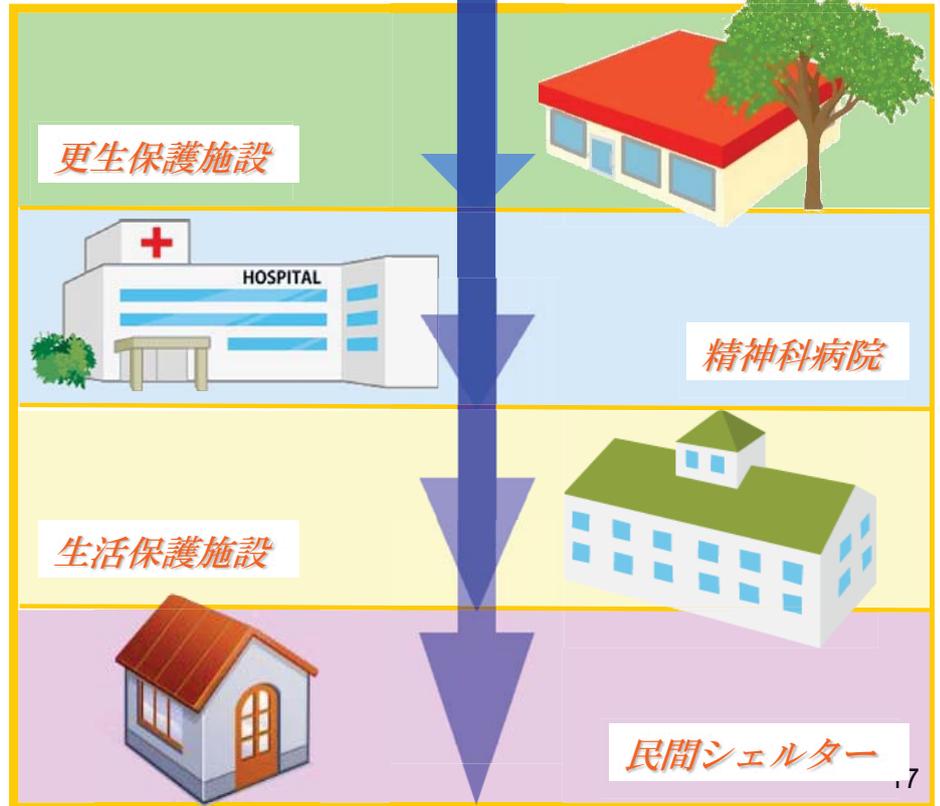
勾留期限等という時間のハードルにどう向き合うか？

ミルフィーユ型の地域での支え

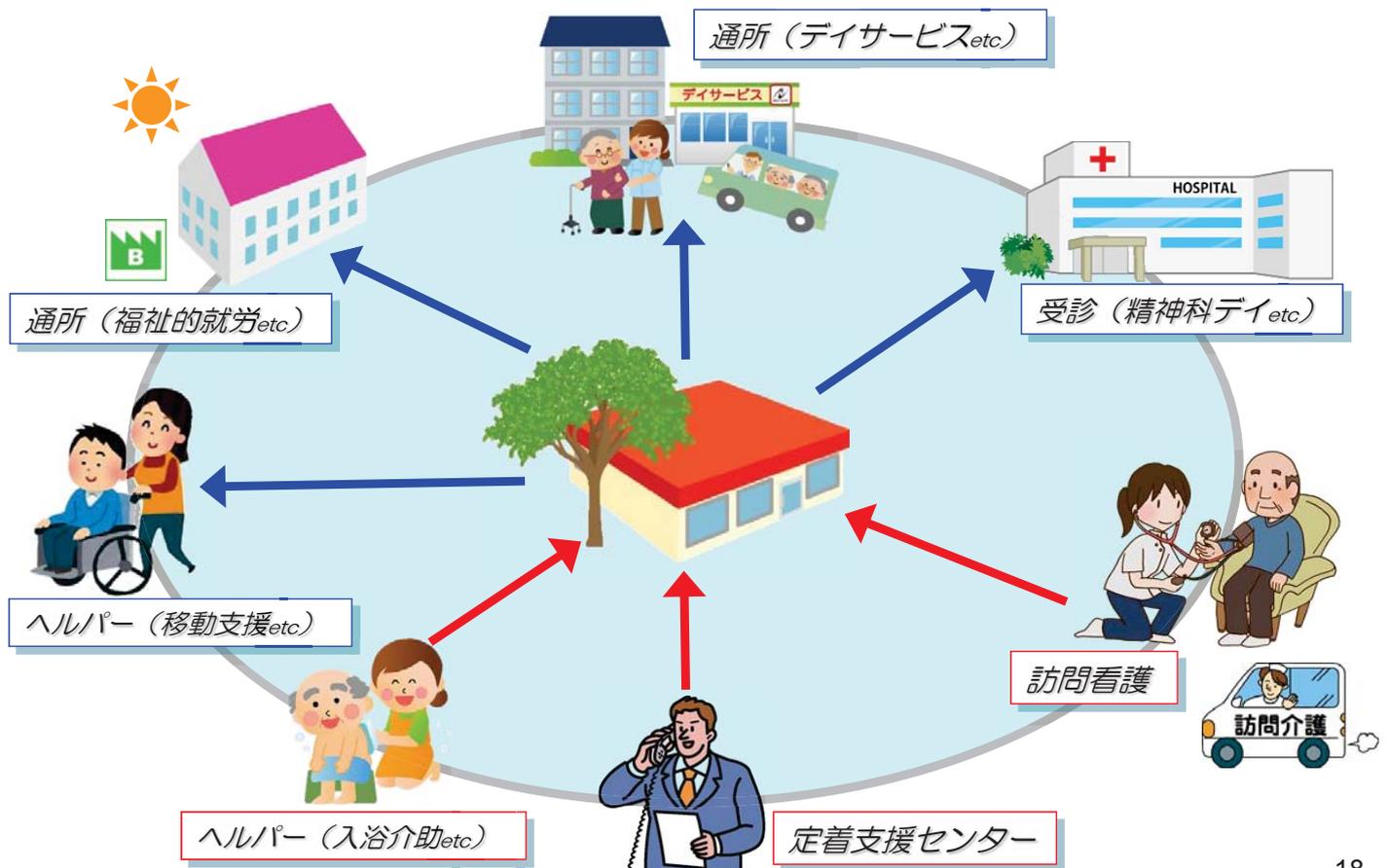
～ 多様なシェルター ～



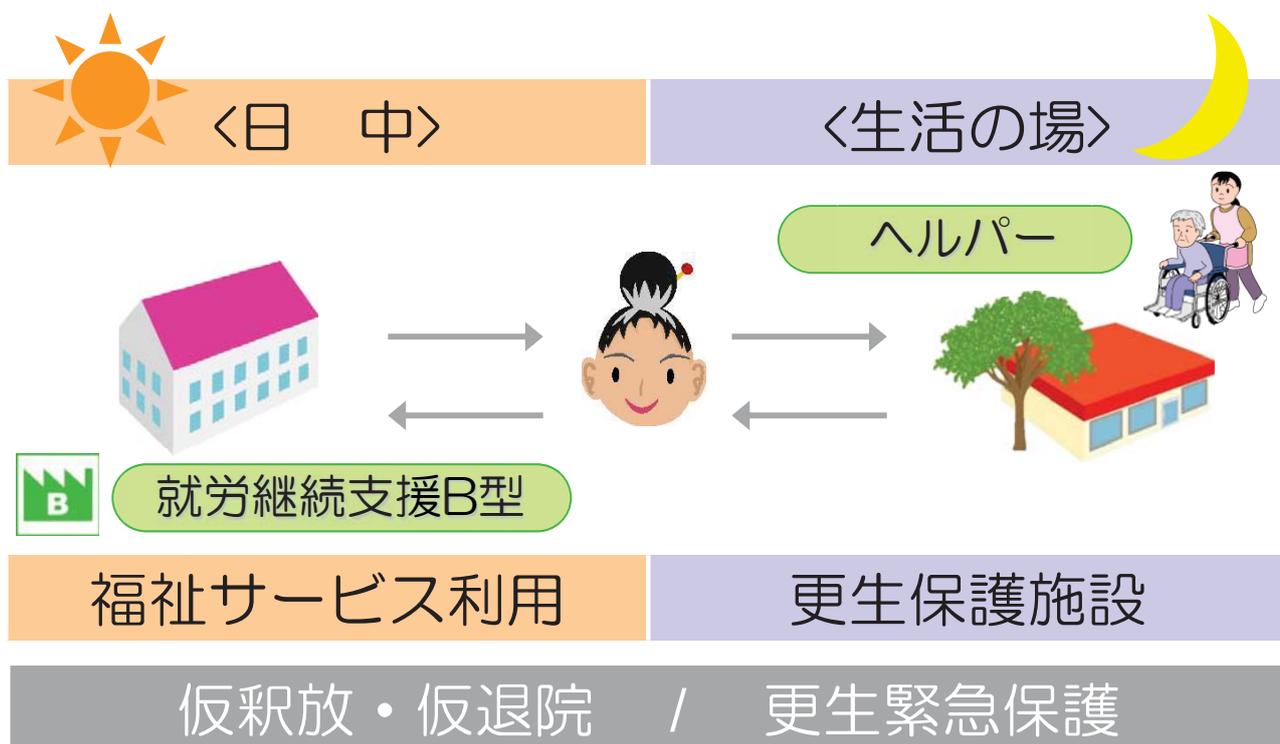
シェルターとしての「ミルフィーユ型」支援



更生保護施設（多様なシェルター）を社会資源で包み込む



『更生保護施設』 + 『福祉』 のパッケージ支援



19

罪を犯した人たちとの“出会い” (1)

キーワード

更生とは何か...

更生に何が必要なのか...



罪 名 : 住居侵入
受刑回数 : 5回
再犯期間 : 4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)

A氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

21

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



排除

- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりへの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



22

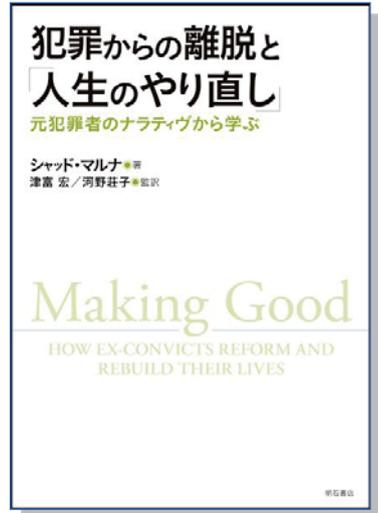
『更生』とは何か・・・

■ マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手いかわなくなって、
敗色濃厚ってことがある。
そんな時、負けている分を何とか追いつい
たって感じさ。』

■ マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは
「更生 (rehabilitation)」ではなく
『やり直し (Making Good)』



罪を犯した人たちとの“出会い” (2)

キーワード

寄り添い続ける...

